

# 令和元年裾野市議会 12月定例会

## 各 常 任 委 員 会

【目次】

11月27日（水）	予算決算委員会	3
11月28日（木）	予算決算委員会産業建設分科会・産業建設委員会 環境市民部 上下水道経営課・上下水道工務課	4
		5
	建設部 区画整理課	13
	建設管理課	15
	建設課	19
	まちづくり課	23
	産業部 農林振興課	25
	産業振興課	29
	自由討議	43
	討論・採決	50
11月29日（金）	予算決算委員会総務分科会・総務委員会	51
	総務部 財政課	52
	人事課	55
	企画部 秘書課	70
	議会事務局	72
	環境市民部 生活環境課	73
	危機管理課	75
	討論・採決	79

1 2月2日 (月)	予算決算委員会	厚生文教分科会・厚生文教委員会・	8 2
	健康福祉部	健康推進課	8 3
		社会福祉課	9 3
		子育て支援課	9 5
		保育課	9 7
		介護保険課	9 8
		国保年金課	1 0 0
	教育部	学校教育課	1 0 3
		教育総務課	1 0 5
		生涯学習課	1 1 3
	自由討議		1 2 7
	討論・採決		1 3 1
1 2月3日 (火)	産業建設委員会		1 3 3
	産業部	産業振興課	1 3 3
	討論・採決		1 4 1
1 2月9日 (月)	予算決算委員会		1 4 2

10 時 49 分 開会

- 委員長（佐野利安） ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。はじめに、「第 89 号議案から第 95 号議案について」を議題といたします。

先の本会議において当委員会に付託となりました、第 89 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）、第 90 号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）、第 91 号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）、第 92 号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）、第 93 号議案令和元年度裾野市土地取得特別会計補正予算（第 1 回）、第 94 号議案令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第 2 回）、第 95 号議案令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算（第 2 回）の 7 件について、お配りしております「各常任委員会付託一覧表」のとおり総務分科会、厚生文教分科会、産業建設分科会を設置し、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。よって本議案 7 件の審査は、各常任委員会付託一覧表のとおり行うことで決定いたしました。

各分科会の審査は、総務分科会は、11 月 29 日午前 9 時から。厚生文教分科会は、12 月 2 日午前 9 時から。産業建設分科会は、11 月 28 日午前 9 時から行っていただきますようお願いいたします。各分科会での審査に当たっては、質疑の後、討論・採決は行わず、賛否に関する意見がある場合には、それを述べていただくことに留まりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会を閉会いたします。

10 時 51 分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会（委員会）

令和元年 11 月 28 日（木）

9 時 00 分 開会

○委員長（井出悟） ただいまから、予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 89 号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）の内の関係部分、第 90 号議案 令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第 2 回）、第 95 号議案 令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算（第 2 回）及び、本委員会に付託されました、第 77 号議案 裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することについて、第 87 号議案 公の施設の区域外設置及び利用に関する長泉町との協議について の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は討論、採決を関係各部、課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。

質疑、意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 環境市民部

○委員長（井出悟） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

## 上下水道経営課、上下水道工務課（第 89 号、第 95 号）

○委員長（井出悟）

はじめに、上下水道経営課及び上下水道工務課の審査を行います。

第 89 号議案の内の関係部分、第 94 号議案、第 95 号議案及び第 87 号議案の審査になります。

はじめに第 89 号議案の内の関係部分及び第 95 号議案の審査になります。

水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

○委員（小林俊） 人件費は一般会計からの繰出金、出資金で賄うことになっているという話だったけれど、どっちでしたっけ。繰出金、出資金。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 両方ともです。収益的支出の方が繰出金に対応しまして、資本的支出の方が出資金に対応しております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 3 万円ぐらいなら下水道事業会計の中だけでやり繰りすることはまったく出来ない状況なんですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 一般会計とのルールの中で補正を行ってますので、人件費に対しては一般会計の繰出金で対応するという事で、下水道事業会計の中でのやり繰りではしません。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） それは本来独立会計だから人件費もこの会計の中で納めるのが本来の姿だけど、お金がないから持ってきたわけですね。だからなにも、1 円たりとも人件費に一般会計から来ないお金で収支してはいけないという決まりなんですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 一般会計とのルールの中で人件費のやり取りをしています。

○委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） そのルールはどんなルールですか。規則があるとか。
- 水道事業管理監 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。水道事業管理監。
- 水道事業管理監 特に文書でのやり取りはしていませんが、予算の時の財政課との取り決めの中で行われております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それはどういう状況で変わる可能性がありますか。例えば財政状況が改善したらそういうことが無くても良いとか。そこまで厳密にやらなくて良いとか。そういうことになり得るんですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 人件費にも予算がありますので、人件費の予算を作成するときのルールで、それが足りないとなると他からの流用等が、補正が必要となってきますので、ルールの中で行っております。
- 委員長（井出悟） よろしいですか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分及び第 95 号議案の質疑を終わります。これより第 89 号議案の内の関係部分及び第 95 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分及び第 95 号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 94 号）

- 委員長（井出悟） 次に、第 94 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。  
（水道事業管理監、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 94 号議案の質疑を終わります。これより第 94 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 94 号議案に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 87 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 87 号議案の審査になります。上下水道工務課長の説明を求めます。上下水道工務課長。  
（上下水道工務課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 長泉町側の使用料等については何処が歳入し対応するのかお聞きします。
- 上下水道工務課長 暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 住民は長泉町に払いますけれど、報告は長泉から裾野市に受けさせていただきまして、狩野川の流域には各々の市町でそれぞれ払うようなかたちになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 協定書の中で維持管理に関する費用の一部を負担するというので、この一部というのはどの程度のことを指しているのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 維持費につきましては、暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 維持費につきましては維持に掛かった部分を面積で按分しまして支払いを求めて支払をしてもらっています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 同じく建設費の方も一部負担ということですが、そちらの考え方も同じことですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 今回の場合につきましてはこの維持費の中には口径の増径の話とかになりますけれど、口径は 200mm で最小限になってますので貰う予定はございません。今回はマンホールを 3 か所付ける話がありますので、その分の 3 か所、約 130 万円を貰う予定でおります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 建設費は頂かないということですか。



- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 はい。頂きません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 長泉町民の皆様のご利用されることが出来る施設が、裾野市が出して作るという。休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 改めて質疑しますけれども、長泉町内を下水管が通ることによって長泉町民はサービスが向上されるということについて裾野市が100%負担するというのは通常あり得ることというふうに考えてよろしいんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 裾野市の汚水を流すところに入れてくるという話の考え方でありますので、あくまでもうちのものの中に長泉町が入れさせてもらいたいという考え方で、考えています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その工事に掛る費用はどのくらいでしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 4500万円になります。およそ。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 長泉町とその建設費用の問題の協議は何かされましたでしょうか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 しておりません。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 訂正願います。建設の関係につきましてはしております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その結果、裾野市が100%を負担ということに決定したということですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 南町のところなんですけれども、現在長泉町に関してはアクションプランにも入っていないところで、38年度までに今のところやる予定がない区域になっております。その上で、裾野市としてここを通さなければならぬ状況となっておりますので、うちが入れたいという話になっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 維持管理の方なんですけれども、面積で按分ということで

したけれど、接続している世帯数とかは考慮してないんですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- ~~○委員（賀茂博美） この長泉町のエリアの中は何世帯ぐらいあるんですか。~~
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 先ほどの質疑取り消します。維持管理費は面積で按分と  
言うことでしたけれど、面積についても一度説明願います。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 8.3ha になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 8.3ha に応じて維持管理費は毎年定額で入ってくるという  
考え方でよろしいってことですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 裾野市で掛かった維持に関して返ってきますので定額と  
いうよりも、それに掛かったものに対して、応じた額でいただくというかた  
ちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） P34 の図で網掛けになっている面積の現状はどうなっている  
んですか。どこに下水流しているんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 下水道にはつながっておりません。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ここの住宅の人たちが下水を使おうと思った時の工事は誰  
がやるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 これは長泉町になります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その費用は長泉町が全額負担ですよ。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。

- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 費用負担とか細かいやり取りはこの協定書以外に何か決まりがあるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 覚書を結んでおります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 覚書というのは性格としてはただのメモだよね。それは公式文書として捉えられるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 各々の長が印を押したなかで行わさせてもらってますので、取り決めの中でやらせていると思っています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 20センチの管径と言いましたよね。そういうときに住宅から繋ぎこむときに、上から入れるんですか、横から入れるんですか。管径が小さいので、その辺を確認したい。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 逆流しないように上からさすようなかたちに入れてきます。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 逆流しないようなかたちで上の方から差し込むようなかたちで接続させるようします。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 建設費の負担がないという部分が非常にひっかかるんですけども、この協定書の中に建設費の額及びその支払の時期。乙が負担する建設費の額というふうな記載があるんですけど、先ほどおっしゃっていたマンホールの部分と言うことですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 その通りです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 他の市町でもこういった事例はあるんじゃないかと思

ますけが、そういったときはどこも、通さないと困る方が建設費を負担するのが通常のことなんですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 それは市町の関係で、各々で考え方が違うと思います。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 協議をされた内容をもうちょっと知りたいんですけど、建設費に関して。どういった協議を具体的されたのかをお願いします。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 裾野市としては南町の上の部分を通したいと、ですのとにかく、暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） コミュニティプラントのメンテナンスって時間がたてばかなり問題になってくるんだけど、この場合にコミュニティプラントに集まっている水がきてますよね。プラントのメンテナンスが出来なくなった時には直接ここにそのまま放り込む可能性はあるんですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 コミプラの管は南町さんの管理になっておりますので、その辺を整理しながらでないとちょっとできないかと思います。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（井出悟） 以上で第 87 号議案の質疑を終わります。以上で上下水道経営課及び上下水道工務課の質疑を終わります。  
以上で、環境市民部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 50 分 休憩

建設部

○委員長（井出悟） ただいまから、建設部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

（建設部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

区画整理課（第 89 号）

○委員長（井出悟）

はじめに、区画整理課の審査を行います。第 89 号議案の内の関係部分の審査になります。区画整理課長の説明を求めます。区画整理課長。

（区画整理課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。

○委員（小林俊） 工事請負費 3,000 万円が余ったからその分をどうせ必要だから補償の方に廻そうという、そういう感じですか。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 そのとおりでございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 工事には特に影響はないということによろしいですね。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 特に影響はございません。

○委員長（井出悟） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で区画整理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 17 分 休憩

建設管理課（第89号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に、建設管理課の審査を行います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。

（建設管理課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 市道1-4号線のところ。深良中学の入口のところ。それは150万円。何に追加と言いましたっけ。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 通学路整備の緊急合同点検に伴うもので、実施したいと考えております。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 調査と言うこと。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 既に緊急合同点検が終わっております。これで要対策箇所の一つになります。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 150万円は何に使うということ。そこが判らないんだけど。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 安全柵、車止めとか、或いは区画線、グリーンベルト、こういったものが主なものになってくるかと思えます。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 駅東の拡幅に伴って土地を購入してます。平米数を聞いても大丈夫ですか。

○委員長（井出悟） 建設管理課長。

○建設管理課長 単価的にわかってしまいますのでここではお答えできませんが、駅の近くというかたちになります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 特定防衛施設補助のところで、白地があって、時間が掛って進まないから減額したとありましたけれど、白地の場合は立会の相手は国ですか。国交省ですか。

- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 国となるんですが、東海財務が主になってくるかと思います。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 台風の件について色々と早めに対策をしていただいているとありがたいかと思いますが、本日分けていただいた資料の中でまだ発注をされていないものがあります。で、この部分に今回の補正で対応できるのか、それとも別で対応されるのか、そこを伺ってよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらにつきましては66件のうち職員対応、直接対応のものがございますが、37件については既に契約施行済のものでございます。施行中のものが2件現在あります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 主に河川の、それも県管理のところが多いかと思いますが、このあたり各市町、同じように被災されているところが沢山ありますけれども、県との調整と言うのはどうなっているのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 県と連携を取っております。初期対応につきましては主に市の職員が実施しており、それ以降につきましても県と協力して応急仮復旧工事までは完了しているところまでがほとんどでございます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 道路維持費とか補正を上げていらっしゃるんですけど、これは今回ここに報告されているもの以外が挙がってきたときの対応ということよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 本来であれば予算の予備費から充用と考えておったんですが、今回裾野市の中でも被災が非常に多いということで予備費の方の対応が、建設管理課分は出来ないということで、今回はある現計予算の中から先に対応するためこちらの不足が生じるということで補正をさせていただきたいというふうな趣旨になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回の台風の件で区とか住民の方から通報というようなものが来ることを想定されてますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 想定しております。既にあがってきているところもあります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。



- 委員（小林俊） 写真がこの一覧表の何番かを教えて欲しいんですが。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 場所につきましては後程番号で示させていただきたいと思  
います。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 道路新設改良費の駅前の土地を買った、そちらについ  
ては不動産鑑定評価を取って買収をしているかを伺います。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらは補正が通った後に不動産鑑定を取る予定でいま  
す。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 補償金についても鑑定を取ることによろしいでし  
ょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらにつきましては、現在補償物件がないということで、  
早期に買収が可能だということで判断しておりまして今回の買収を検討し  
たというところになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 台風の件です。特に河川なんかで土砂とかが流れてきた  
ことによって、今までと流れが変わったというような確認というのは県の方  
でするんですか。暫時休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 県河川につきましては県の方で管理していますのでそちらで確  
認していただいております。また何か市民の方でもそのような状況がわかっ  
ているのであれば、こちらに頂ければ県のほうにそのような旨を伝えていき  
たいと思っています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 橋梁維持費の関係で、入札の差金が出たということで、  
それが花園橋の方の修繕に廻されたという話でしたけれど、確か入札差金と  
いうのは抑えられちゃうのかなと思ったんですがそこは今回は大丈夫なん  
ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらは一部補助で行っておりますので、補助等の充当を考  
えますと基本的には補助の中でやりたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 確か、財政からそういう指導があったという認識を持っていたので伺いました。で、同じく社会資本整備の方も設計委託の入札が減額になった分、深良中の入口の方の改修が出来るということで、この点も財政の方からも大丈夫な確認があって入札差金を回しているということでもよろしいですね。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらの方につきましては、補助事業ということになりますので、通学路整備の中で踏切道、或いは通学路整備、所謂、緊急合同点検に伴う通学路整備、これはメニューとして入れてありますので補正をさせていただいている関係になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 写真の位置につきましては、大きなA3版のものにつきましては両方とも1425号線、28番になります。あと、こちらの1枚のものにつきましては12番のものになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員、よろしいですか。  
（「はい」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 他に質疑はございますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時48分 休憩

建設課（第89号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に、建設課の審査を行います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。建設課長の説明を求めます。建設課長。

（建設課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。小田委員。

○委員（小田圭介） 繰越明許費の方で説明を受けましたけども、台風15号関係で当初は予備費での対応で進めようとしていたけれど、19号が来て補正に切り替えたという話がありました。例えば、予備費が充当出来ていれば繰越明許をする必要がなくて工期が今年度で終わったという、そういう話ですか。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します。建設課長。

○建設課長 予備費が充用されれば工期を繰り越さないで年度内完了が見込めました。

○委員長（井出悟） 小田委員。

○委員（小田圭介） 災害復旧の考え方なんですけど、お金の関係で対応が遅れるという状況が実際に発生したというものです。予備費で対応できていれば対応は出来たという話。例えば、臨時議会を開くとか、ほんとに早急に対応するための考え方は特に無かったんですか。

○委員長（井出悟） 建設部長。

○建設部長 台風19号の方や突発的な災害とか、規模の方が、青葉台につきましては大きかったものですから、国の方の国庫補助事業になる災害復旧事業を想定して、そのスケジュール。規模の大きさと、そのスケジュールとですね、どうしても早急に調査、台風19号による青葉台の調査、その事業費が必要であった関係で当初想定していた内容を変えていったというふうな経緯になります。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します。建設部長。

○建設部長 それにつきましては、工事の緊急性、その辺を考えまして優先順位を変えたのです。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 35ページの河川災害復旧費で入田川の方なんですけれど

も、復旧工事ということで現状に戻すという工事の内容でよろしいんですか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 基本は現況復旧です。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回の台風 19 号が今までになく大きな台風だったということもあるかもしれませんが、河川の流量をもっと確保出来るように復旧工事とあわせてそういった工事をやるという考えはないんですか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 災害復旧の原則が現況復旧というかたちになってしまっているの  
で、今の時点では改良と言う部分は考えておりません。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 折角工事をするならば、溢れないようにとか、川の線形  
をもうちょっと考えて直そうとかは、併せてやるというのは出来ない話なん  
ですか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 下流側の県管理河川なんかもそうなんですけれど、崩壊した護岸  
を復旧するという程度にとどめていると思います。今回、我々の方で想定し  
ている部分では被災原因が河床が削られて、それによってブロック積が崩壊  
したというふうに考えていますので、現況復旧及び再度災害の防止という観  
点から川底にコンクリートの「豆腐」みたいなものを並べて、再度洗掘され  
ないような対策で災害査定を受ける予定でおります。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 今、「豆腐」みたいなものを並べてと話があったんですけ  
ど、暫時休憩でお願いします。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。

○委員（土屋主久） 根固め工を実施するということですが、次の時にそ  
こが洗掘されるようなことはないのでしょうか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 平成 19 年災でも同様の復旧工法をいたしまして、その部分は崩  
壊しておりませんので復旧方法としては妥当かなと思っております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 国道 469 号の NTT の埋設管があつてと言う話と電柱との関  
係がわからないので説明して下さい。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 電柱自体は東電柱なんですけれども、地下からケーブルが立ち上

がっているんです。それが電柱にくっついているものですから一緒に動かさないと地下埋設だけ残ったりするようなかたちなるもので、それは出来ませんので一緒に動かすために道路下の工事が必要になってくるものです。

- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 469号の位置はどの辺ですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 支所の先のガソリンスタンドのあったあたりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 社会資本整備交付金事業なんですけれど、今回、合同通学路点検と言うことなんですけど、通学路に対する国の補助率と社規資本整備を使った補助率と違いますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 通常の社会資本整備は50%、通学路ですと55%の補助になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。その他、ご質疑はありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 根固め施工とか出てるんですけども、今回青葉台で災害が起きた場所の上流はこれがされているということですかね。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 そのとおりでございます。
- 委員長（井出悟） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） その場合、入田川の水系全体を見ていてそれをやらないと弱いところ、強いところが出てしまって、今、災害のところを復旧したにしても、今度その下で、実際に、今回の災害でも、下の橋とかに引っ掛かり、これはいつも起こっていることが生じる可能性があるのかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 根固め工につきましては、災害復旧をやる場所を終えてしまうと、そこから下は県管理河川になってしまうんですけど、そうしますと市の管理区分では査定が取れた場合には根固め工が全てというか、危険個所において

は配置できると思っております。県管理河川につきましても一部根固め工を、テトラポットのようなかたちだと思っておりますが、配置されている箇所もありますので、河床の掘れる箇所は減少すると思っております。ただ、流木につきましてはちょっと把握は出来ません。大丈夫とも言い難いところであります。

○委員長（井出悟） 岡本委員。

○分科会外委員（岡本和枝） 入田川はそういう災害に見舞われるところなものですから、県とも相談されながら、また市独自の改良計画等も持っていたきたいと思っておりますが如何でしょうか。

○委員長（井出悟） 建設課長。

○建設課長 県の方にはその旨、また相談を掛けながらやらしていただきたいと思っております。先ほど来、お話をしておりますが、今回の被災箇所のすぐ下流が県管理河川になります。ずっと奥まで普通河川の入田川なんですけれども、さしあたって、人に見えるようなところにつきましては一応これで復旧工事と言いますか護岸工事が終わるようなかたちになります。

○委員長（井出悟） その他よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 20 分 休憩

まちづくり課（第89号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に、まちづくり課の審査を行います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。

（まちづくり課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 市営住宅維持修繕工事はどちらの市営住宅になるんですか。

○委員長（井出悟） まちづくり課長。

○まちづくり課長 主には上原団地、それから舞台団地の2団地が対象でございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 入退去に伴う修繕費の不足ということなんですけど、入退室される方は多いということではよろしいんですか。

○委員長（井出悟） まちづくり課長。

○まちづくり課長 具体的な件数で申し上げますと、例年は年間5件前後程度なんですけど、本年は既に7件の入退去がございまして、11月25日現在ですが7件の入居があるという現状でございます。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 今の入居者数は空いているところが埋まるかたちですか、それとも転出されて入ってくる感じなんですか。

○委員長（井出悟） まちづくり課長。

○まちづくり課長 空いているところに入られる方ということになります。

○委員長（井出悟） その他、ご質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上でまちづくり課の質疑を終わります。以上で建設部の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 33 分 休憩



産業部

○委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから、産業部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

農林振興課（第89号）

○委員長（井出悟）

はじめに、農林振興課の審査を行います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。

（農林振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。

○委員（小林俊） 林道北箱根山線は市道認定しているんですけど。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 市道認定はされておられません。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 県から市に管理が委託されてるかたちですか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 管理は市の管理とされております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） それは扱いとしては市道ではないけど管理はやれということとは、どういう扱いなんですかね。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 林道として農林部局が管理するということになります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 財産としても裾野市の財産。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 北箱根山線を含めまして市内の林道は全て分筆をされておられませんので、民地としての林道になります。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 北箱根山線のこの箇所は谷側が崩れたということですね。その原因というのはどのように考えていますか。

- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 詳細な原因は不明ですが測量設計委託の中では盛土で工事がされたであろうと、それと、下部が沢であったのではないかという検証結果が出ています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 例えば側溝が詰まっているですとか、水処理がちゃんと適切に行われなかったとか、そのような要因はなかったでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 かつての雨量の多いときに災害がございましたので、その辺の管理の不適切なところはなかったと考えております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） この上流部の山林は裾野市か御殿場市か。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 一部裾野市域の山林がございます。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 沢の流域は裾野市ですか、御殿場市ですか。谷に水は集まってくるので。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 裾野市であります。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 上流の間伐とか整備状況はどうでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 森林組合によって現在も間伐がなされていた途中の山林がございます。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 適切に管理されているということですね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そのように考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 歳入の方なんですけれども、先ほど国の災害査定を受けられるということでした。ちょっと細かい点ですけど。600万円に対して負担が65%で390万円、残り市債が200万円、残りの10万円はどこから来るのですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 残り10万円は市の単独財源になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 国の災害査定が、工事は年内に終了できるという話でしたけれど、見込みは既にたっているんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 工事は年度内に終了するというごさいまして、災害査定は来月中旬に行われるという計画になっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回台風 19 号が各地に被害をもたらしたわけですけど、林道の災害状況の確認はどういうふうにされるんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 地権者、或いは地元の方の情報提供のほか、職員も実際にパトロールに出まして現地の方を確認しました。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 市で認定されている林道は確認済ということでよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そのように考えております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 農業施設の被害は無かったんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 農地、農業用水路等の被害はございました。そちらにつきましても現在調査をしております市で復旧できるものについては対応しているところがございます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ビニールハウスとかそういった農家の資産ですね。そういう被害はどうなんですかね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 農業施設に関する被害におきましては、JAの方で各農家に聞き取りを行った結果、ハウス等のビニールの破れですとかそういったものは数件あったことは確認しておりますが、大きなものは現在確認しておりません。
- 委員長（井出悟） その他、ございますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わり

ます。これより第 89 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(井出悟) 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

13 時 29 分 休憩

産業振興課（第89号）

○委員長（井出悟）

再開いたします。次に、産業振興課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分及び第77号議案の審査になります。はじめに、第89号議案の内の関係部分の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。

（産業振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） オリパラのところで、横断幕とかのぼり旗を増刷するというようなところ、増刷する印刷物はどのようなが多いですか。既存のものを増刷する。新しいものですか。

○委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。

○室長 印刷物につきましては今後組織委員会が周知を依頼する交通規制等の大会前の周知のパンフレット、またサイクリングマップ。既に作られているサイクリングマップ等の増刷を考えております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 都市装飾をもう少し具体的に説明してもらえますか。

○委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。

○室長 都市装飾とは大会前から大会終了後に至るまで開催市町が実施できるもので、大会の会場若しくは開催市町の公共施設等に横断幕やのぼり旗などの装飾を施すことによってオリンピックの祝祭感を演出をして気運醸成を高めるための装飾となります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 裾野市で言えばコース近辺ではなくて、自治体という考え方でやるというイメージですか。

○委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。

○室長 コース、沿道にも行いますし、それ以外の公共施設の別の場所でも実施を考えております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 19節、負補交のスポーツツーリズム推進協議会の実態を説明して頂けますか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 今現在はスポーツツーリズム推進事業といたしまして、準高

地を活用したスポーツツーリズム推進を中心として行っております。そこへ今回同じスポーツツーリズムとしてオリパラ関係の事業をそちらの方でも推進していただくようなかたちでお願いするものです。

- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 例えば、構成人員とか、事務所はどこだとか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 構成人員につきましては市内観光事業者、交通関係の事業者、観光協会、商工会、その他の宿泊関係の各オーナーの方たちというような構成です。事務所は特にございませんが事務局は産業振興課の方で執り行っております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 何人というか何組織が加入しているのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 組織としましては3組織です。商工会と観光協会と旅館業組合。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 気運醸成活動のところで、これはオリパラの始まる前の聖火リレー、そういうものに対する気運醸成は何かお考えでしょうか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 聖火リレーに関しましても気運醸成事業として、例えば、当日の応援グッズの作成だとか、聖火リレーの周知のPR、チラシなどを考えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 先ほど交通規制パンフの話が出ましたけれど、いつ発行を予定していますか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 組織委員会からの公式な発表がまだなんですけど、組織委員会の当初の会議の予定では2月中に一度全戸配布をしたい。で、それはまだ概要です。で、そのあと4月頃に再度配布をしたいというお話を受けています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） パンフは2回作成ということになりますか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 そのとおりです。2回を予定しております。

- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 推進協議会の事務局が産業振興課にあるのはあまり好ましくないのではないですか。如何でしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 スポーツツーリズム推進協議会は平成30年の3月に教育委員会で立ち上げたもので、30年の4月から組織を産業振興課の方に移管されたものになります。で、組織自体がまだ立ち上がったばかりということと、自分たちでまだ収入源というものが市の交付金のみのかたちになっていますので、今の段階では行政で行ってますけれど将来的には好ましいとは思っていませんので自活が出来るような体制作りを今後進めていくというようなかたちになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 推進協議会に交付金としてお願いする目的をもう一度お願いします。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 令和元年中から気運醸成、応援観戦事業などを円滑に行う必要があるため、この補正予算で計上させていただくものになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 事務局が産業振興課ということで実質的な事務はだれがやりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 産業振興課の観光政策の職員が行っております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 気運醸成を一年前から図るために、休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 推進協議会の方々の実質的な役割は何になりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 名前の通りですけど、スポーツを活用した観光推進というようなかたちになります。今実際に行っているのは準高地トレーニングというようなかたちで誘客しておりますが、今後はオリンピックのレガシーなども活用しながら誘客していくということが目的になっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その件、了解しました。委託として都市装飾委託が挙がってますけど、委託先は考えていらっしゃるんですか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。

- 室長 委託先につきましてはこの補正予算が採決いただいてから入札案件となりますので、そのあとの決定になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 企業誘致費のところですか。企業立地費促進事業費補助金が来年度になるということなんですが、具体的な内容を伺ってもよろしいですか。暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長。
- 産業振興課長 来年度部分につきましては土地取得と雇用の部分を県と共調して助成をしていくかたちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 協議会ですけれども商工会、観光協会、旅館業組合ですか。スポーツのことを判る団体がないような気がするんだけど、そのところは大丈夫ですかね。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 すいません。先ほど一つ抜けていましてスポーツ協会が入っていました。4団体です。申し訳ありません。  
（「わかりました」の声あり）
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 役務費の通信運搬費の件で、ケーブルテレビなんですけれど。これは付けたらそのままオリンピックが終わったあともその設備は残しておくことが出来るものと考えてよろしいですか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 あくまで大会当日においてのみの設備になりまして、通信運搬費につきましては元々1年間の契約があるのでその間は継続可能ですが、その後は継続の予定はありません。
- 委員長（井出悟） その他、ございますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 交付金のところですか。交通規制の話の部分ですけど、交付要綱というところとどれに当てはまるのですか。暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長。
- 産業振興課長 市長が認めるもの。というところに該当していくようなかたちになります。



- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 交通規制の話で協議会には警察も入っておりませんし、危機管理課も無い状態で責任が重いチラシを作らせることについてはどういう考えなんですか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 交通規制のチラシにつきましては組織委員会が現在内容を詰めているものでございまして、そちらの原案の方は組織委員会の方から示されるものになります。そちらの印刷製本の費用として交付金事業で行わさせていただきますように考えております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 市単なんですけど、行政でやればよかったんじゃないですか。その辺の議論は。わざわざ交付金でやるのはどうしてですか。
- 委員長（井出悟） オリンピックパラリンピック推進室長。
- 室長 これは当初予定が無かったんですけど、補正予算で計上させていただくうえで速やかに実施していく必要が生じまして、そのために交付金の中でやらせていただきたいということで提案をさせていただいております。
- 分科会外委員（中村純也） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。その他ございますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありますか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

## 産業振興課（第 77 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 77 号議案の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。  
（産業振興課長 説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 条例でございますが、部長が議会で説明したときに理念条例の性格が強くなったというお話がありました。以前いただいたのと今回議案であがったのと比べると、「何々しなければならない」というのが、長いですね。暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 理念条例の性格が強いということですが、理念条例ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 前文のところにつきましては、皆様のご意見を本当に反映させていただいて理念を入れております。性格的なものにつきましては条例というように私たちは捉えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 私たちの要望というか、私も言わしていただきました中小企業だけでなく小規模企業も入れて下さいとか、役割でなく市の責務の方が良いとか、そういうようなお話をさせていただき、そういうふうになっております。第 2 条の 2 号と 3 号で定義をしてくださいました。小規模企業と中小企業等を。そして、そうすると第 3 条以降は「等」でくくってあるからという理解でよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 条例名のとおりにやりますと中が全部長くなりますので、そこで定義として第 3 号、「中小企業等」、その中身が「中小企業及び小規模企業をいう。」と言うところから、全て小規模企業を含めたものを「等」と表現しております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 了解しました。11 条とか先ほど言いました「何々しなければならない。」というところが、「何々すること。」となっています。これはニュアンス的に私はかなり違うなと思うんですけど、その辺は如何ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。

○課長代理 特に 11 条につきましては第 1 項の文面の一番上、「次のことを実施しなければならない。」、この文言をそれぞれの項が引き受けるかたちになりますので、ここは行政課の方で直していただいたところなのですが、頭の部分で「しなければならない。」というところで全部 11 号まで同じ内容となるという理解でございます。

(「ありがとうございました」の声あり。)

○委員長 (井出悟) 賀茂委員。

○委員 (賀茂博美) 「小規模企業」と言うのを定義として 3 号で「中小企業等」で定めています。で、中小企業、小規模企業の振興を入れている県内のまち。休憩して下さい。

○委員長 (井出悟) 暫時休憩します。

○委員長 (井出悟) 再開いたします。賀茂委員。

○委員 (賀茂博美) 県内で小規模企業とうたっているところが、括りとして「等」として使っているところはありません。今回「中小企業等」という「等」で括ったその意図をお願いします。

○委員長 (井出悟) 産業振興課長代理。

○課長代理 暫時休憩願います。

○委員長 (井出悟) 暫時休憩します。

○委員長 (井出悟) 再開いたします。産業振興課長代理。

○課長代理 中小企業、小規模企業を並立させますと文章がかなり多くこの文言を使っております。短く集約するためでのこの「等」を使っております。

○委員長 (井出悟) 賀茂委員。

○委員 (賀茂博美) 休憩中もお話しましたけれど、理念条例としての意向が強い条例であるなかで、敢えて今回、今まで私たちが貰っていた中にはこの小規模企業という文言がなかったのを敢えて入れたのは、ここもしっかりと捉えていきたいという気持ちが入ったからだと思うんです。なので私としてはいくら長くなっても省く必要はなかったんじゃないかと思うんですけど、審議会等でのご意見はなつたですか。

○委員長 (井出悟) 産業振興課長代理。

○課長代理 審議会の方では先に行政の方で案を作りました。その際には中小企業のみでした。第 4 回目だったと思うんですけど、中小企業団体中央会の方からご意見を戴きました。小規模企業を加えるように。ただ、全体的な流れから同じ意味を含めるということでしたので、それまでは付けておりませんでした。パブリックコメントをいただきましてその事前の協議の中で議論としてありましたので今回付けるようになりました。

○委員長 (井出悟) 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） ~~具体的に条例の中を伺いたいと思います。議案書3ページ。第3条の4項ですね。ここに前回載いたのには金融機関が入ってましたけれど、今回条例案には金融機関という記載が無くなりましたけれどもその理由は何ですか。~~

（「これは差替えて」と言う声あり。）

○委員（賀茂博美） 取り消します。11条です。11条に基本的施策の所なんですけど、具体的に市が市内企業のを直接購入するようなそういった記載は無いんです。その点について審議会の中ではどういったご意見が出たんでしょうか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長代理。

○課長代理 第11条につきましては11号、ここに市が行う工事の発注、物品及びの条文がございまして、ここで市の中小企業を利用するような内容を含めていると捉えております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） この、「必要な行政上の措置を講ずる」具体的な内容は何になるんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長代理。

○課長代理 ここはむやみと言うか、市内業者だからそこを優先することではなく、財政等の予算執行の中で適正な価格を設定していることが条件というようなものをここで意味しております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 逆に第10条で市民の役割があります。そこには市民は市内企業のを購入してということが書いてありますけれども、そこの整合性はどういうふうに考えられていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長代理。

○課長代理 市民には特に縛りは無いと考えております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） どちらも一応努力規定になっています。「努めること」で。市民の方は具体的に中小企業が生産したものを購入するよう努める。市の方はすごく曖昧な書き方をされてるなと捉えているんですけど、これも特に審議会の中でご意見は無かったですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長代理。

○課長代理 この項目を入れて欲しいという要望は強くありましたが、この文言の中の議論は特にありませんでした。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 県条例は確かに必要な財政上の措置を講じるよう努める

というかたちです。他の市町を見るとかなり、もう少し具体的な書き方をしていますけれど、そことの比較はどういうふうにされたんですか。

- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長代理。
- 課長代理 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長代理。
- 課長代理 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長。
- 産業振興課長 審議会としては非常に強い意見としてこういうふうなかたちになっています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 審議会は公開で行われた会議ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 非公開です。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その審議会でのお話の内容というのは知ることは出来ないということですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。  
(休憩中に、「審議会」でなく「検討会」というこの発言あり。)
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長代理。
- 課長代理 議事録としては残っておりますので必要に応じてお見せすることは可能です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 11条の必要な施策は担保するものは今のところ何もありませんか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今のところはございません。条例を作成したのち実施していくような運びになると思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 国の場合だと法律が出来れば政令でそれを補ったり、通達があつたりしますが、そういうことはこれからは市としては考えているのか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 このあと12条に推進会議という会議がございます。ここで各色ん

な代表の方に話し合いをしていただきまして、その提言をいただきまして予算化の要望をしていく、こういう考えでございます。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 第1条の目的なんですけれども、非常に判りにくいと私は思ったんですが、これは皆さんに広めていく中で、この目的の文章というのは特に検討会でもご意見は無かったですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 前文に続く文言として目的がきています。前文に盛り込めなかった思いが目的、第1条に入っております少し長く判りにくいかと思います。目的については変わらず中小企業の振興ということであります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この条例が定められたのちの周知、色んなところに周知をする必要があると思いますけれどもどのようにされる予定でしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 基本的にホームページ、広報紙等で周知のほうをしていきたいと思えます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） それ以外には考えはないですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 予算のかかるものについては計上しなければなりませんけれど、チラシ等予算の範囲内で検討するものは検討してまいります。
- 委員長（井出悟） その他はよろしいですか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 理念条例の性格が強くなったと私も感じるんですが、条例だということですが理念条例なんかですと条例の見直しの規定とかそういうようなものを織り込むのが重要なこと。そういうことが書かれています。何年かにこの条例を見直すとか、そういう見直し規定みたいなものはお考えではないですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 現時点では考えておりませんが、年数が経つにつれて様々な変化が考えられます。その際には12条で設置します推進会議、こちらの方でご意見をお聞きしまして必要に応じて改正をするというものは考えられます。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 条例を育てていくような観点が必要かなと思いますの

でお願いします。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 公布の日から施行となっておりますけれど、これに付随する規則とか要綱というものの整備は既に済んでいらっしゃるんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 現時点で整備の予定はありません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 例えば中小企業等振興推進会議の要綱も無いんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 現時点では作ってございません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 作らなくて大丈夫ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今後作っていく予定にはなりません。暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。
- 委員（小林俊） 11条の11号のあととかにですね、市の責務、必要な予算はこれを確保することの一文を入れろとか、そういうふうな話はなかったですか。
- 課長代理 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長。
- 産業振興課長 ありませんでした。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 推進会議で話になれば検討していくというそういう解釈でよろしいんですね。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） その他よろしいですか。  
(「なし」の声あり。)
- 委員長（井出悟） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑を受けいたします。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） この条例を作るときに参考にした市町はどこですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 既存条例の取り寄せをしたのは静岡県、御殿場市、三島市、沼津

市、富士市、清水町、県の東部、富士山麓周辺を参考としました。その中でも静岡県と沼津市、これを中心にかどうか参考とさせていただきました。

- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 第11条11号のところで議論がありますけれど、沼津は11号の部分が受注の機会の増大のために区切ってある一つの項目、そのあとでもう一つの項目で、両方を努めること。という強い状態になっておりますけれども、これをまとめた理由は何でしょうか。暫時休憩をお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長代理。
- 課長代理 特にそのような解釈をしなかったというのが現状で、思いとしては中小企業の受注機会の増大を図るという意味合いでこの文章となりました。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） たたき台は行政側から出したということでしたが、増大に努めると共に必要な行財政上のとせずに、ために、という目標にしてたたき台を作った理由は何ですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課長代理。
- 課長代理 特に深く考えておりませんでした。
- 委員長（井出悟） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 検討会にはそもそも市民と言われる方の代表の方は何人かいらっしゃったんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 課長代理 検討会の中で市民からというような委員の選出はしておりませんが、商工会の方、観光協会、青年会議所、そして中小企業同友会の中でもおひとり市民の方はいらっしゃってます。
- 委員長（井出悟） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 10条で市民の役割となっておりますが、大企業の役割、教育機関の役割そして金融機関の役割で市民の役割と、ここで同じように市民の役割と入れるのはちょっと何か問題があるんじゃないですかね。ちょっと長くなるんですが、暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 市民の役割のところを検討の必要があるのではないかと思うんですが如何でしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。



- 課長代理 当初この第4条、市の責務。第5条中小企業等の責務。第6条中小企業等支援機関の役割。以降を市民の役割まで責務と役割に分けてございます。役割よりは責務の方が重いということで、中小企業独自、中小企業の自分たちで、行政もということでの強い意味での責務、その他は特に差をつけることなく役割ということで統一をいたしました。
- 委員長（井出悟） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 第10条の市民のところ色々出されている中で、その点ではどうでしょうか。委員会の中の意見など含めても何かここだけ突出しているような気がするんですけど。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 最後の言い回しの部分につきましては、検討会の方で各条項の中でもどのような言い回しにするのかというのは結構議論をされました。その中で何々しなければならぬ。というふうなかたちで残すところはこういうところを残していきましようというふうなかたちで話をされて、それでこのようなかたちに定まっております。
- 委員長（井出悟） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 第11条の11号のところ先ほど出ました必要な行政上の措置を講ずる。この中身を聞いたときに、それでは市民がいくら努力義務とか言われても市民の方にだってそうはならない理由はあるよということになれば、これは努めるものとするぐらいの方が法としては合っているのかなと思いますが如何でしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 検討会でかなり議論をされまして、皆様のご意見を、思いでなければならぬ。これは市民の役割としてというかたちになっておりますので、強い表現と捉えられ可能性もありますけど、さっきの課長代理の話のとおりそれぞれの分担をしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。
- 委員長（井出悟） その他よろしいですか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第77号議案に関する質疑を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部の質疑を終わります。休憩いたします。

14時35分 休憩

14時43分 再開

○委員長（井出悟） 再開いたします。以上で予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩致します。

14時43分 休憩

自由討論

- 委員長（井出悟） 再開いたします。委員の皆さまに申し上げます。発言は一人ずつ、マイクを利用し、委員長の指名により発言していただくようお願いいたします。賀茂委員
- 委員（賀茂博美） 質疑の中で色々確認させていただいたんですけど、市の責務という部分、それから市民の役割という部分で非常にバランス的にどうなんだろうかというふうに捉えています。沼津市を参考にされたということでこの条例案の素案が沼津市ということだったんですけど、特に11号のところですか。沼津市の書き方がまだ市に対しての積極性が見える。今回のところは文言に対してもそんなに考えないで作ったという部分の発言もありました。そこを考えるともう少し市が具体的なことをどういうふうに取り組むべきと言う部分を記載することが好ましいのではないかなというふうに思いました。冒頭に申し上げたように今回折角小規模企業を入れたのにもかかわらず、あとの方はすべて「等」で纏めてしまっているところに少し違和感を感じています。皆さんがどう思うのかなんですけども。ともう一個は第1条の目的というところが非常に皆さんに周知をしてわかって欲しいのに非常に判りにくい文言だなと思ってます。少し修正をしていくことが必要ではないかというふうに私的には思っています。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 賀茂委員から話のありました第2条の2号の小規模企業等と3号の中小企業等が、前はこれが全部一緒になっていたというようなところで、こういうふうになってきたというところで、2号と3号を追記をしたことで中小企業等が定義されているということで私は第3条以降を「等」で括っているのは先ほどお答えがありましたとおり、条例ですので判り易い方が良いのかなと。私は「等」で括っても違和感と言うものは感じておりません。あとは、良いです。ちょっと考えます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） さっきの質疑の中でも話をしたんですけど、県内でこの小規模企業を含めてこの条例を定めているところが全てちゃんとまとめていないんです。それは皆さんにしっかりと認識して欲しいというのがあるんだろうなというふうに思ったので、あえて「等」にすることによって小規模企業というのが埋もれてしまうのではないかなと、ここもしっかり取り上げて欲しいなというところを思うと、括らないほうが良いんじゃないかというふうな思いです。

- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 私は、確か、これ、提案があった時に最初は小規模企業というのは入ってなかったですね。これを入れたことによってかえって判りにくいと言うか、紛らわしい。本来中小企業で全てが含まれるんだ。そういう紛らわしいことをやってというかたち。本来、すっきり作ってあるところのものを採用して、それにプラスしていくのが一番、やり方としてはベストだと思うんですね。もう一つは市民の役割と行政の役割のどこなんですけれども、先ほど 11 号のところで「必要な行政上の・・・」そここのところが問題になってますけれども、行政上の措置を講ずるというのは結構重いと思うんですよ。通常ならここは「必要な措置を講ずるよう努める。」です。そこに「行政上の措置」を加えたということはかなり重いと私は考えています。10 条のほうについては前文の方が前半よりも後半の「市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。」、ここがメインだと思いますね。市民の皆さんに理解してもらいたいという意味合いだと私は思います。ですから私はこのままで良いのではないかと考えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 土屋委員と若干意見が割れるんですが、中小企業基本法によって、その中小企業者と小規模企業者が分けられている。分けられているものでそれを最初から中小企業者で括られているのは私としては気に入らないので条例名を正確な条例名として欲しいということで訴えました。それがそうになってということで、やはり県内の 99.8%が中小企業者でその中の 9 割がまた小規模企業者だと。そういうことで条例の前の方でそういうふううたって下さっているもので、あとは「等」で括られても先ほど言いましたけれど判り易い方が良いのかなと思ってますので私はこれで良いと思います。
- 委員長（井出悟） ちょっとこれを勉強して、この前に御殿場が出ているんですよ。ちょっと御殿場のものを見てもらいたいんですけど。11 条の所は土屋委員は非常に強い言葉だと見えている話でした。市が行う工事の発注の役務の調達にあたって必要な行政上の措置というのが、例えば、裾野市が発注する物品購入だとかに対して入札条件で市の業者を使うこととか、そういう行政上の措置、そういうふうにも僕は見えている。この条例を見たときに。いくつか質疑がありましたけれど市が物品購入するのになるべく協力するんだということ。発注の受注先がこういうことをしなさいよということみたいに、落札条件としてそういうものを設定するとか、それが行政上の措置ということかなというふうに見えてたので、先ほど委員から出ましたけれど市民に役割をお願いすることは同じように市もやりますというの

がなんとなくバランス的に良いのかなみたいな。御殿場市は逆に無いんですよね市の役割って言うのは。市の協力かな。御殿場の10条か。10条で市民の協力になってるんだよね。10条に関しては御殿場市の場合は後段の2行か、「市が実施する・・・協力しなければならない。」「努めること」みたい、まあ、理解というかたちになっているんですよね。だから、10条でここまで市民に盛り込んでいくので、11条が僕は何か弱いというか、逆に言う「行政上の措置」というのは先ほど言ったような発注のときの条件付けだとかそういう風にも見えるので、ちょっと条例として判りづらくなっていうのは少し思いました。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 1条が判りにくいと言うのは本当にその通りです。これは日本語の問題なのでもう少し判り易い書き方をするように努めるべきだよ。文章を作る方が。それが一点。それから前文は思いが籠っているというのならそれでも良いでしょう。10条の「市民は基本理念にのっとり」とこの基本理念とは何かと言うと、第3条に。そんなこと則ってられるかという気がするんですよ。物凄く押しつけがましいと私は感じるけどね。この基本理念に則り役割の重要性を理解し、ものを買え。というのは。すごく押しつけがましいような気がするんで。書いてあることは嘘ではないんであろうけどもうちょっときれいな判り易い書き方があるんじゃないかなと、私なら書き換えますけどね。

○委員長（井出悟） 小田委員はどうですか。

○委員（小田圭介） 特にない。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 御殿場の書き方の方があっさりしていて良いよね。10条は。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 後発になるんで、他市を参考にするじゃないですか。

（「盛り盛りにしちゃうんですよ」の声あり）

○委員（土屋主久） だけど気合いが入るんですよ。だれが中心かということをしつかり考えながら。さっき二ノ宮委員が言うように「小規模事業者」にもろに力が入っているんで、強く、要するに、応援しようねという思いがもろに出てるんで、文章的にそういう面が出てきているのかなと思いますけど。

○委員長（井出悟） 先ほど賀茂委員とか少しこの10条とか11条の号に疑義があるというか、少し違和感があるということですけど、何か具体的にこうした方がより良いんじゃないかというのはありますか。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 11号はさっき言ったように県条例は確かにこういう書き

方なんですけど、他は具体的に受注機会の増大を。御殿場に近いですね。御殿場に近い書き方をしているところが非常に多いと思うんです。この方が私はすっきりして判り易いかなというふうに思ったんですけど、行政上の措置というのが正直良く判らないというか、そんなに具体的というものが見えてこないのでさっき分けていただいた例えば御殿場のように受注機会の増大を図ることとか、こういう書き方をしたほうがより鮮明じゃないかと思えます。

（「箇条書きというのは判り易いよね。」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 10条のところは何かありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 10条の方は責務なんですけど、パブリックでもいくつか意見が出てましたけれど、わたしは協力の方が良いのかなと思ってます。検討会の中では責務と書いた方が良くないかというご意見が多分あったんじゃないかと思えますけれど、他のまちを見ると市民の理解と協力と書いたり、市民の協力というような書き方をされているところ、勿論、役割と書いてあるところもありますけれど、どちらかと言うと市民の皆さんには協力願う方が私はふさわしいかなというふうに思います。文言も含めてですけど。理解と協力を市民にはお願いをするという書き方をされた方が良くないかと思っています。
- 委員長（井出悟） 市民の役割のトーンの強さと一方で11条11号の市が行う部分のトーンの受けとめのギャップ。強いと言われる方も居ますし、ここについて判りづらいという委員さんも居るとのことだと思いますけど。中小企業を市内の中小企業か。全体の9割だとかと言われるような企業の9割が中小だと言われるような産業構造の中で市民も一緒になって地域産業振興をしなければいけないよと、多分理念は一緒なんですよ。多分皆さん共通されていると思うので、その部分の前提条件はあっているという前提でお話をしていると思うんですが。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 私は中小企業等を中小企業、小規模企業というのは、ここでわざわざ定義付けをしているので、それはそれでなんとか許せる範囲かなと私は思います。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 皆さんでここを変えた方が良いなとか、ここがおかしいなというようなところは第10条の市民の役割という文言についてこれから提言して良いのかと思えますけれど、そういうようなところ。もう一点は11号か。その2点でしょうかね。
- 委員長（井出悟） もしそういう話になるのであれば今日は委員会を閉じな

いで継続協議を、閉めないでちょっと協議する手はありますけど。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 11条11号の必要な行政上の措置には多分かけないと思うんですよ。決められないというか。だからそれについては具体的に推進会議で決めて市の予算に色々要求していくというのが、まあ、ある意味実地的なやり方がって私は思うんですよね。だからそこところは判れば良いけれど判らないんじゃないかなと思っているんで、だから、そこは許しても10条の方がちょっと気になるなと私は思いますけど。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 検討会の意見と言うのが良く判らない。本当ならばこういったご意見があつてこういう文言になったというところを知りたかったというのがあります。私たちが見て感じるものと実際に業者の担産とか中小企業の皆さんが自分たちの想いを入れられて作っているのともしかしたらギャップがあるのかもしれないので、ここで私たちが思うことを言ってますけど、その人たちの想いはちょっと判らないところもあるので、そこを私たちがかってに言ったら申し訳ないなと感じがします。

○委員長（井出悟） そうすると賀茂委員が言われたようにどういう議論がなされたのかを一回確認をして、もう一回確認をしますか。どうしますか。それともこのままやりますか。

○委員長（井出悟） 小田委員。

○委員（小田圭介） 検討会の検討内容をぼくらの議決、賛否に取り入れるのか否かだと思っているんですよ。検討会の検討内容はパブコメでも出来てるように10条に関してはこういうこと。最終的な結論は、検討会としての結論は出ているんですよ。その過程を加味して賛否をするのは、私は必要ないと思っています。で、加えて言うなら第10条の市民の役割に違和感があるというならば責務より下、中小企業と支援機関と金融機関にそれぞれ役割を待たせておいて市民パネルだけ教育というほうが個人的に良く判るので、必要なことなんだから役割で、しかも努めるという努力義務になっているので私としてはこれでおかしくないかなと思っています。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 実害がないと言えば実害はないんだらうと思うんです。努力義務と解釈すれば。だけど物品を購入し行動まで規定して努めるとともにというふうになっているんで、実害はないと思いますけど、こういういい方を一般市民に条例でして良いものかということは何となく良いのかなと、どうですかね。

○委員長（井出悟） 小田委員。

- 委員（小田圭介） その他の金融機関等の役割は理解をして市が中小企業との振興に関する施策をとった場合には協力に努めるという話じゃないですか。市民に関しては具体的に示しているだけ、だけが問題なのかもしれません。購入も努めるですね。理解し購入するよう努める。役務を利用するよう努める。協力するよう努める。努力義務なので、まずは基本理念と中小企業が果たす役割の重要性を理解すればこうなるという書き方だと私は理解しているんです。ここまで踏み込んでも努力義務で留めているし罰則規定はないし最終的には各々の判断だし、というところでそんなに何かすごく気にする部分ではないかなと思っています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 例えば市内の業者さんで作ったものが高かったらこれを買えというのはちょっと無理ですよ。仮に高かったら。市内の業者さんだから購入するようには或いは役務を利用するよう努めるとともに努めなければならないというのは、極端な話、独裁国家だったらお前努めてないじゃないかという、何ていうかプレッシャーがかかりますよね。
- 委員長（井出悟） 小田委員。
- 委員（小田圭介） はい、そのとおりだと思います。でもそこを言いだすと金融機関には努めさせて良いのか、教育機関には努めさせて良いのかという話になってくるような話になっていく気がします。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは個人の市民と機関とはそこは違うんだろうと思いますよね。金融機関とか企業だとかはそれなりに言い返すことが出来るような、けど、一個人に、例えばこれらの金融機関や教育機関、色んな企業、一個人にあんた協力して下さいねと皆から言われたとしたら結構な迫害になり得るような気がするんです。そこまで考えなくて良いとは思いますがね。
- 委員長（井出悟） 小田委員が言われた部分は国の小規模企業振興法に則ってるんだよね。大企業の役割とか金融機関の役割とか産官学の役割というのは、この上位法に規定されているもので。
- 如何ですか。11条の11号はこれで良いかと。その辺はどうですか。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 10条と11条の、10条は本当に具体的に市民の行動を書いていて、11条はなおす方が良いかなと思っています。ですからさっき言ったように、御殿場のような書き方をした方が良いんじゃないかと思っています。
- 委員長（井出悟） 予定していた時刻がそろそろ来ていますので、自由討議の方を少し方向性だけでも纏めたいんですけども。
- 委員（小林俊） これで採決しても個人の反対なら修正案を出すことも出来



るよね。

○委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） のちのちの条例見直しの規定みたいのは無くてもそういうようなことで変えていくことは可能でありましたので、で、取り方ですよ。10条、11号。

○委員長（井出悟） このあと10条の所と11条の11号のところがさっきから議論が集中しているので、委員会としてはやり方は二つあると思います。一つは採決取っちゃって閉めちゃう。会期との話があるんですけど、委員会として少し会期中にまだ時間があるもので、保留にして再協議するか。納得の終結をするまでやるか。閉めないでいけばそういうことが出来るものでそれが手だと思いますけれど。

（「時間を取って。」という声あり。）

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） もう一個気になったところがあったんです。77号議案の話。第5条ですけど。「中小企業等はその技術力を維持及び向上させるための手段として事業継承による永続的な発展に努めなければならない」、パブコメまで見切れてないんですけど、事業継承によって永続的な発展につながるのかなとちょっと読んだ時に気になりました。皆さんはどう思ったのか判りませんが。

○委員長（井出悟） それでは87号議案だけ確認させてもらって、87を確認したら休憩なのかな。閉めないで。自由討論で出ているところなので解決するまでやりましょうか。では、これで自由討論は終わりたいと思います。このあとですけども87号のところを確認して、確認したのちに休憩でよろしいですか。

（「77号は今日採決しないということですね」という声あり。）

○委員長（井出悟） それでは、両部長を呼ぶので再開を3時半にします。暫時休憩します。

15時19分 休憩

15 時 27 分 再開

討論・採決（第 87 号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 77 号議案裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することについての結果をお伝えします。自由討論にて審議がまだ必要との結論にいたりましたので、77 号議案につきましては本日採決をいたしません。

次に、本委員会に付託されました第 87 号議案公の施設の区域外設置及び利用に関する長泉町との協議についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論無と認めます。以上で討論を終わります。只今から採決いたします。本委員会に付託されました第 87 号議案公の施設の区域外設置及び利用に関する長泉町との協議についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で、本日の会議を終了いたします。休憩いたします。

15 時 28 分 休憩

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会（委員会）

令和元年 11 月 29 日（金）

9 時 00 分 開会

○委員長（中村純也） ただいまから、予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 89 号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）の内の関係部分及び、第 93 号議案 令和元年度裾野市土地取得特別会計補正予算（第 1 回）及び本委員会に付託されました第 78 号議案 裾野市表彰条例の一部を改正することについて、第 79 号議案 裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、第 80 号議案 裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、第 81 号議案 裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、第 82 号議案 裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、第 85 号議案 裾野市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての審査になります。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部、課すべて一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑、意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 総務部

○委員長（中村純也） ただいまから、総務部関係の審査に入ります。総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

## 財政課（第 89 号）

○委員長（中村純也） はじめに財政課の審査を行います。第 89 号議案の内の関係部分及び第 93 号議案の審査になります。はじめに第 89 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 11 ページの財政調整基金の利子がマイナスになっているんだけど、そのマイナスになった根拠を教えてください。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 令和元年度におきましては消費増税の影響と思われるんですが、事務の執行が上半期に集中してございます。各種支払いの関係がございまして実際に出納課は財政調整基金を繰り替え運用として支払いをしております。そのために例年行っております財政調整基金を使った各種運用に廻るお金が減額されてしまっております。そのため運用利子が減額となったということになります。

○委員長（中村純也） 佐野委員。

○委員（佐野利安） 6 ページの債務負担行為の補正になっていきますけど、この年数というのは決まっているんでしょうか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 予算上の決めというものはございません。設定自体は担当課の方の設定要望に対応しております。

○委員長（中村純也） 他にありますか。村田委員。

○委員（村田悠） 勝又委員から質疑があったんですけど、財政調整基金の利子の運用について上半期に支払いが集中したことによってマイナスの補正を招いたんだけど、休憩をお願いします。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。村田委員。

○委員（村田悠） 元金の動きがどのようになってこの金利収入になったのかお伺いいたします。

- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 実際の運用につきましては出納課の方で行っております。現在手元に資料がございませんので確認したうえでのちほど報告いたします。
- 委員長（中村純也） 総務部長。
- 総務部長 財政調整基金の運用につきましては基金残高の全額の中で幾らという見込みでやっております。今回繰り替え運用ということで運用に廻せない金額、30億近くを繰り替え運用をやっておりますので、時期による差はありますが、支出状況を見ながら運用に回しています。例年一括でかなりの金額を纏めてやっている部分が、1年間、それが一番金利が高いんですけども、そこに廻せる部分というのが総額で無かったというものですから財政調整基金の総額は残っているんですけど運用に回すお金がない。一般会計で最終的に年度の収入というのは税金とかが入ってくるんですけども、時期による差がございます。税なんかも何期かに入ってきます。そういう関係の中で不足している部分を繰り替え運用で対応しているものですから資金計画を見ながら運用に回すお金が無かったということ、そういうことでの減額になります。詳細については後程報告いたします。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見を伺います。意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

財政課（第 93 号）

○委員長（中村純也） 次に第 93 号議案の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 93 号議案の質疑を終わります。これより第 93 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見を伺います。意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 93 号議案に関する意見を終わります。以上で財政課に関する質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 23 分 休憩

人事課（第89号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に人事課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクを使用願います。第89号議案の内の関係部分及び第79号議案から第82号議案の審査になります。はじめに第89号議案の内の関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 39ページの職員給与明細の手当のところ。時間外が2400万円増額になってますけれど、当初予算に比べて結果的に1億3千万円という数字になるけれど、何か臨時的に突発的に時間外が増えている、そういう要因、原因を教えてください。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 時間外につきましては今年度の要因としましては、各課の個別の事情等がありまして、例えば企画政策課ですと国勢調査の関係ですとか総合計画の関係、また保育課では無償化の関係の対応、あと災害の対応ということで建設部の関係というかたちで、個々の課の事情で時間外の要因となっています。以上です。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） そうすると臨時的、一時的に増えている場合、今年度に限って増えることもあるだろうし、恒常的に増えているところは特にありませんか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 恒常的に増えているところは現状維持と言いますか生産性の向上を図って現状維持と言う部分はあるかと思えます。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 勿論人事課、庁舎全体で時間外の縮減対策をやっていると思いますけど、それはやりつつも現在のこの増額になっていることでもう少し見直すというかやり方を考えていく必要があるかと思えますが如何ですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 ご指摘のとおり時間外の縮減に対しましては毎年実施している中でここ2年の実績で言うと若干下がってきているという状況もございます。

今年度の取組みとすると時間外の上限規制を設けまして、そういう取組みを新たにやっているところがございます。引き続き生産性の向上には努めてまいりたいというふうに考えております。

- 委員長（中村純也） 他にありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 33 ページ。幼稚園費、管理運営費の中の賃金で 2,400 万円。未雇用期間があつて減とは。もっと詳しくお願いします。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらの減額につきましては、未雇用として説明させていただいたとおりにまだ補充がされていない状況がございます。そちらの減額というかたちで対応となっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 補充をされてない人員というのは何人ですか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 今、6 名ほど募集をしています。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 6 名の方というのはそれぞれの幼稚園で必要とされている人数ですか。それとも偏りがありますか。6 名の配置先はどんなになりますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 暫時休憩を。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 6 名につきましては各園 1 名というものです。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 各園の運営していくための問題はどうかたちで承知していますか。1 名いらっしやらないということで。採用されてないということ。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 現有体制の中で運営の方に支障がないように行っていくというようなことは聞いてございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今現在はその 6 名は募集をかけている、どういう形で募集をかけているのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 市のホームページ他、ハローワークに行つて募集をかけていると



いう状況でございます。それともう一点。登録制度というものもございまして。そういうかたちでの募集でございます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） どういうかたちで募集をかけているのでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 市のホームページ他ハローワークによって募集をかけている状況、でございます。それともう一点。登録制度というものがありまして、そういうかたちでの募集と言うこともあります。以上です。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 登録制度の現状はどのような状態ですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 こちらのほうにつきましては保育課の方が窓口になっておりまして現在のところどれくらい登録か掌握してございません。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） その下の社会教育管理費の賃金も図書館の未雇用ですか。これは具体的にはどのような状態なのでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 臨時職員が図書館を退職した者が居まして、そのものの補充する期間の未雇用の期間の減額というかたちになっています。

○委員長（中村純也） 他に。内藤委員。

○委員（内藤法子） 31 ページで伺います。学校管理費の給食管理運営費で 100 万円の減額なんですけど。これは何人分になるんですか。人数を具体的に

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

○人事課長 こちらの減額につきましては、現在臨時職員が補充が出来ないという状況の中で、派遣で対応しているところがございまして。当然募集をかけていますので 1 名分ないし 2 名分ぐらいの予算を残しつつ派遣に切り替えている部分がございますので、その分を減額ということでございまして。ですので、派遣の手数料として教育総務課の方でそちらの方に増額で計上されるという形の予定になっています。以上です。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 理由は判ったんですけど、職員が足りない。これは何人分足りないか伺ったんですけど。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

- 人事課長 現在派遣を4名おりますので、4名が直接雇用されていない状況です。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 雇用を復活するのは難しいのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 直接雇用をすることを前提で人事課の方では努力をしております。派遣と言うのはその状況が為されないので暫定と言いますか、対応としてするということになりますから、まずは直接雇用をする努力は人事課で行っている状況でございます。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 21ページで。賃金の50万円の減額が勤務形態の変更という説明があったんですけど、それをもう少し詳しく。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 昨年度退職したものがフルタイムだったところを、本年度7時間というかたちになっておりますので、その差というかたちになります。
- 委員長（中村純也） ほかにありませんか。村田委員。
- 委員（村田悠） 幼稚園教諭の6園、6名、2,400万円のところの説明で業務に支障が出ないように1園一人、今の人数でも廻っているような説明だったんだけど、廻っているんであればこの6名に関してホームページだとかで募集をしているけれども、今後募集していく意味はありますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 説明が不足していました。支障がないようには現場では運営しているんですけど、あるべき姿、求めたい姿という6名と、あと1名ずつは最低欲しいという状況ですので、募集をしているということでございます。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 幼稚園を設置するにあたって法が定める人員配置だとかそういうものがあると思うんですけど、それはこの1名を足さないとなんかクリア出来ないということでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 担当課との話の中では所要人数はこれだけという中で、現状の足りない部分はあるけれどそこを園の運営の中でやり繰りを何とかしているという状況でございます。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 人員配置と言うのは現場の声とか、休憩お願いします。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。村田委員。

- 委員（村田悠） 行財政構造改革をやっていくうえで現場の声だけを聴けば人員を増やせということになるかもしれないけど、何かが定める人員基準、バロメータとしてこういう配置、採用と言うのを決めていくような方向性はありますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 法の定めのあるものはそれで良い、従うことになろうかと思いません。それ以外につきましては働き方改革じゃないですけど、色々な働き方のパターンですかね。そういうものを考えながら生産性の向上を含めて従前のやり方を考えていく中で、こういう人員についても精査されていくということは行っていきたいと考えています。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 19 ページ、児童福祉運営費の中の賃金、これは 2,300 万円の減です。その下に御宿台保育園の指定管理ということで金額が載っているんですが、この 2,300 万円の減の現状はどういうことなんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらにつきましても退職者の補充が十分に充足されていないという状況がございまして、実質的にはその分の減額というかたちとなっております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 毎年のようにこのようなかたちで人が集まらないことになって、ホームページとかで募集をしているんですが、それ以上に人を雇用する為の、改善するための対策みたいなものは人事課の方では何か考えられてないんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 募集に対しての工夫、待遇に対しての工夫と言うかたちでは常に近隣ですとか状況、動向を見ながらの検討をしているという状況の取組みをしております。以上です。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 近隣等をみながら裾野市の待遇とか何とかを見たときに、問題はありませんでしたか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 待遇、労働環境ですとか賃金面とかもあろうかと思えますけど、賃金面につきましては近隣と比較して特段低いと言いますか、そういうことは無いというふうに考えております。
- 委員長（中村純也） 質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） 31 ページの教育指導費の中の賃金、1,000 万円の増額について内容を教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 例年、非常勤講師が県の切り替え又は年度内というかたちで昨年度も減額ですとか補正減額している状況がありまして、それを見込んでやった訳ですけど、結果、そういう異動がなかったということの中で増額の要因となっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） 補助講師の方々ということで良いんですよね。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） 結果的には年度当初予定されてた人数がずっと確保されているという考え方ですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） 増員されたわけではない。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 増員されたことではなくて、予算編成するときには例年どおり県講師の切り替えだとか年度内の異動だとかが見込まれたことを見込み予算計上したわけですけど、そういう見込みがなくて充足された状態だったということで増額というかたちになっております。
- 分科会外委員（三富美代子） 暫時休憩して下さい。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） 賃金の増額に関しては当初予定されていた人数、雇用の予定をされていた人数よりも当初予算を少なく見積もられているという解釈で良いですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 前年に基づきまして予算編成したところ見込みを上回ってしまったからというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。浅田委員。
- 分科会外委員（浅田基行） 19 ページの賃金で 2,300 万円のマイナスで退職

者の補充がされていないという答弁があったんですけど、こちらの対象と言いますか人数はどれくらいなのか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 7名分となっています。

○委員長（中村純也） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第89号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 議案の80号議案と81号議案の審査をするものでその結果どうなるものか判らないんですが、それらが可決された状況の中で予算が含まれているという状況で反対というか保留をしたいと思います。

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第89号議案のうちの関係部分に関する意見を終わります。

人事課（第 79 号）

○委員長（中村純也） 次に第 79 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員外議員の質疑はありませんか。井出議員。

○委員外議員（井出悟） 今回の引上げによって賃金の、暫時休憩して下さい。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。井出委員。

○委員外議員（井出悟） 今回の賃金で静岡県内というか任期付職員の方が勤務される場所に対する賃金の状況というのはどういう感じになるんですか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

○人事課長 人事院勧告につきましては地域ごとのものを加味した勧告になってございません。今のご質疑の当市の方で地域別の産業別の賃金を把握しているかということと言いますと、そこまでの把握はしてございません。以上です。

○委員長（中村純也） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 79 号議案に関する質疑を終わります。

## 人事課（第 80 号）

○委員長（中村純也） 次に第 80 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開します。増田委員。

○委員（増田祐二） 提案理由に関する人事院勧告を勘案するという部分があるんですけども、基づいてではなく勘案してと言う部分に関して含まれることについてどのような協議がありましたでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 特別職の給与や議員の報酬については特別職報酬審で審議されるという内容となっていますけど、期末手当に関しましては審議会の審議内容ではないという状況でございます。そういう状況の中で期末手当の検討をするにあたって何が適切かということに基づきますと、今回人事院勧告は勤勉手当ですけど特別職については勤勉手当がございませんので期末手当とあわせて考えましてその中では他に勧告に基づくものはないことと、他市状況で多くの自治体が今回予定しているということが勘案というような考えで行っております。以上です。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 近隣の多くの市町がというお話でしたけれど、近隣の調査状況を少し詳細に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 予定ということになろうかと思えますけれど、県内市におきましては 23 の内 18 の市が実施するという予定と聞いております。以上です。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 残りの 5 の市では引上げではないことを予定しているかと思うんですけど、その点についての意見交換と言うか調査と言ったことをされる予定はありますか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 そこまでの予定はありません。

○委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 期末手当は審議会を開く必要がないと発言があったんですけど、それはどういう理由なんでしょうか。

- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 報酬審議会の開催は市長の諮問をして開催するというかたちになりますので、特段、毎年定例的に行われるものではないという状況です。そんな中で報酬審の審議内容としては期末手当というものがないというような説明でございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） ~~そこはそうかもしれませんが、議会の基本条例の中では引上げの場合は第三者機関である報酬審議会の答申を経てという風にして~~  
~~いるんですけど、そのことについて。~~
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それは取り消します。期末手当についても議員の活動としてこの間特別議員の活動が特別変わったとか何か、と言う状況が無い中で期末手当を引き上げなければならない理由は……
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今の発言も取り消します。行財政改革と言う中で市民への負担を求めている中で、民間の状況、いろいろな状況の中で市民感情そういう部分は加味されなかったんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 決定するのは色々な要因があろうかと思えますけど、期末手当や給与もそうですけど、どういう基準が適当であろうかという観点をみますと先ほど申しましたとおり報酬は報酬審議会が決められるものだけども、期末手当にはそういうものが無いということで、どこで検討するかということになろうかと思えます。ですので先ほどの回答どおり人事院勧告をして考えるしかないのかなと、そこにおいてはいろいろな要素がありますが、どういうものが適正かという観点で考えたということでございます。水準としての適性はこれであろうという考えでございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 増田委員への答弁でもすべての市が引き上げる訳ではないですけど、その中で、今回の議会の中で全体の予算という部分で見ると、ヘルシーパークの利用料を上げて3,300万円市民の負担増になる。その一方で今回の引上げでは1,025万3千円という増額になるというようなことをに対して、今回は議員の期末手当の引き上げの議案を出さないという選択肢はまったく無かったんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。



○人事課長 財政状況につきましてはその時々上がったり下がったり、これはあろうかと思えます。最終的にはそういう考えはあろうかと思えますけれど、ここでは先ほど申し上げましたとおり手当の適正な水準と言う観点からこうすることが他自治体の状況も見て適当であろうということの中での上程となっておりますので、どの程度の市民感情と言いますか、いうことを言うとか客観的にどうだったらこうだということが難しいものですから、そういう意味では人事院勧告に基づいたものにするということは一つの考え方でないかというふうに考えております。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第80号議案に関する質疑を終わります。

## 人事課（第 81 号）

○委員長（中村純也） 次に第 81 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。内藤委員。

○委員（内藤法子） 全市が実施するのかどうか伺います。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 こちらにつきましては 23 市中 21 市が実施の予定と言うことで聞いてございます。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。井出議員。

○委員外議員（井出悟） 特別職というのはおそらく成果をしっかりと出す。賃金とは違って成果に対する報酬というか、成果を求められる職種だと思うんですけど、そういうものに対して期末手当というのはその成果が出されたということだと思うんですけど、その部分はどのような評価がなされているのでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 期末手当が成績に基づくものの手当といたしますか、という部分の議論はあろうかと思えますけれど、ここでは一般で言う、民間で言うボーナスということの意味合いの方が期末手当というのは色合いが強いのではないかと、手当の趣旨と言うと。いうふうには考えてございます。

○委員長（中村純也） 井出議員。

○委員外議員（井出悟） 民間で言うとそのとおりなので、そういう意味だと期末手当というのは過去のやってきた、要は半年分の成果がしっかりと出たから出る。将来やるから出しますじゃない。ですよね。賃金は逆だと思います。成長とかを含めて、それは賃金とは違うと思うけれど。そういう意味で成果がどうだったか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 今回は成果の有無によって期末手当の月数を上げるということの意味合いではないのかなというふうに思います。

○委員長（中村純也） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 81 号議案に関する質疑を終わります。

## 人事課（第 82 号）

○委員長（中村純也） 次に、第 82 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今回の引上げも民間格差との解消とおっしゃられましたけれど、民間と言えば本当に非正規で働いている方もたくさんいらっしゃるんですけど、その辺の部分はどんな風に考えられているんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 当市におきましては人事委員会をもっていないという状況でございますので、民間給与の水準をどうやって計ったというところはございますので、そういう意味では国の方が人事院勧告を行うにあたって民間の 50 人以上ですけど、規模の事業者を対象にやっている調査の勧告に基づいてやっているということ考えております。以上です。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長

○人事課長 非正規と比べないかというご質疑だと多いですが、今回につきましては正規職員の給与改定というかたちになっておりますので、その辺は勘案されないというかたちになっていきます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 景気とか色んなことを処遇改善を考えても、非正規の方たちの給与のこともしつから考えて、併せて考えていかなければ何か問題かなと思いますけど、毎年人事院勧告に基づきと言うことであげられるその部分は雇用されている皆さんの給与ですから私は良いと思うんですけども、そこで非正規で働いている方たちの、非常勤の方の待遇も同じように考えられなかったのでしょうか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 戴いた資料の中に勤務成績に応じた給与推進のためというのは、これはどのようなかたちで行われるんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 人事院勧告の話にはなろうかと思えますけれど、より頑張った職員、成績の良い職員に対しての、加算しましょうというかたちの考えになっております。以上です。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

- 委員（岡本和枝） これはずっと前からやられていることですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 昨年度も人事院勧告に基づいて行っておりますけれども、昨年の勤労手当の方についているというふうなかたちとなっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 住居手当のどこなんです、民間の状況等を踏まえとあります。これ具体的にはどういったものなんでしょうか。理解深めたいので。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 今回の人事院勧告の中での住居手当の考え方でございますけれど、国には官舎があるというかたちで、地方にはそういうものがないところがございまして、そういう意味合いで家賃の下限を引き上げるということ。一方、民間の状況というのは、民間の借上げのアパートというんですか、高騰している状況を踏まえての勧告の内容というかたちになっております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 住居手当なんですけれど、支給する範囲は決まっているんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 住居手当ですけど、持ち家の手当はございません。借家については距離に対しての制限はございません。以上です。
- 委員長（中村純也） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 実際に支給されているかたで遠い場所はあるんですか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 細かい数字は今は持っていませんけれど、県外に住んでいる職員というのは数が少ないことの状況と、県内においても遠い職員はあまりございませんので、沼津、御殿場というところが一般的ぐらいかなと思います。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 82 号議案に関する質疑を終わります。以上で人事課に関する質疑を終わります。以上で総務部の質疑を終わります。休憩いたします。

10 時 27 分 休憩

10時36分 再開

財政課（答弁漏れ）

- 委員長（中村純也） 再開致します。はじめに財政課での答弁漏れについて発言の申し出がありますのでこれを許します。総務部長。
- 総務部長 先ほどの財政調整基金の預金利子の見込み方法についてということで、予算の方の見込みが45億円を0.07%で見込んでおりました。しかし、その後の運用につきましては最大20億円の運用、なおかつ3か月から9か月というふうに時期をわけてやっているものですから、実際の利子が0.03%から0.06%での運用となりました。そのため310万円の予定額を63万2千円というふうなかたちに改めたものでございます。できなかった部分につきましては運用に廻らなかったということでございます。
- 委員長（中村純也） 総務部長の説明は終わりました。委員の皆様如何でしょうか。村田委員。
- 委員（村田悠） 45億の0.07%を当初見込んでいて、結局のところ0.03%から0.06%の運用となった元金は幾らだったのか。
- 委員長（中村純也） 総務部長。
- 総務部長 1年間で見込むと高い金利で来るんですけど、期間が短くなるにしたがって少なくなりまして、余っている、余裕と思われる資金を効率的に短期間で、置いておかないで運用しましたけれど、結果として0.03%から0.06%の運用となっております。
- 委員長（中村純也） 以上で答弁漏れについてを終わります。暫時休憩いたします。

10時38分 休憩

企画部

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから企画部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。企画部長の総括説明を求めます。企画部長。

（企画部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

秘書課（第78号）

○委員長（中村純也） 秘書課の審査を行います。第78号議案の審査になります。秘書課長の説明を求めます。秘書課長。

（秘書課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第8条第1号を削るということは、特別待遇の停止の対象にはならないということによろしいですか。

○委員長（中村純也） 秘書課長。

○秘書課長 そのとおりでございます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 破産者で、今回の条例、法律には関係なしにということですが、破産者と破産手続きの決定を受けた、時間的な違いはあるんですか。

○委員長（中村純也） 秘書課長。

○秘書課長 意味合い的な変更はございません。条例改正ではなく文言の変更ということで、他の条例改正に併せて整理条例の中からそれに習い変更するものでございます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今までも破産者というのはあくまでも破産手続きの決定を受けてということと同義語でよろしいですか。

○委員長（中村純也） 秘書課長。

○秘書課長 最近の条項にはこういう文言を使っているということで、古い条例、条項の中には破産者というのが出てますけど、最近にはこういう文言を使っているのです何かの改正の時に一緒に改めて下さいということです。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。秘書課長。

○秘書課長 中身は変わりません。

- 委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 破産者に関しても削除する論議は今回なかったですか。
- 委員長（中村純也） 秘書課長。
- 秘書課長 そちらの方は国の改正にありません。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第78号議案に関する質疑を終わります。以上で秘書課の質疑を終わります。以上で企画部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時56分 休憩

議会事務局（第89号）

○委員長 再開いたします。ただいまから議会事務局の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。議会事務局長の説明を求めます。議会事務局長。（議会事務局長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 市民感情等を考えてこの時期に議案を上げるという内部での論議みたいなものはなかったのでしょうか。

○委員長（中村純也） 議会事務局長。

○議会事務局長 予算を伴う条例改正には予算が必要です。そういうことになります。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今回の状況を見てこの時期に期末手当の0.05か月分といえども上げる議案に対しては反対です。

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で議会事務局の質疑を終わります。暫時休憩致します。



環境市民部

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

生活環境課（第 89 号）

○委員長（中村純也） はじめに生活環境課の審査を行います。第 89 号議案の内の関係部分の審査になります。生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

（生活環境課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 休憩して下さい。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。質疑はありませんか。増田委員。

○委員（増田祐二） 委託料の減額、入札差金ということなんですけれども、元々の見積もりと何か異なっている点はなく、まったく問題はなく半額以下の金額で落札されているということで良いのでしょうか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 そのとおりでございます。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 仕様の中に納まっているんでしょうけれど、そうすると元々の積み立て根拠に対して、その精査というものについて、落札後でも協議はしましたか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 今回の入札の結果も公表されていますけれど、上位の 2 社が非常に競り合って安価でありました。残りの 3 社が比較的設計金額に近いところの中に納まっておりまして、で、もう 1 社が大幅に超過していたということですので、積算に特に問題はなかったと思いますし、競争原理が働いていると考えております。

○委員長（中村純也） 他はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 21 ページのゴミの出し方便利帳の印刷製本費がスプレー

缶等の内容が変更ということ。これは全世帯分向けの冊数を印刷するんでしようか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 その通りで今回は全世帯分の印刷とそれから向こう3か年の転入者分を在庫とする予定でございます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 印刷部数は。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 現時点では23,000部を想定しております。

○委員長（中村純也） ほかにありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。暫時休憩致します。

11時15分 休憩

危機管理課（第89号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に危機管理課の審査を行います。  
第89号議案の内の関係部分及び第85号議案の審査になります。はじめに第89号議案の内の関係部分の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。  
危機管理課長。
- （危機管理課長説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） 説明の中でハザードマップの件です。各区のほうにも追加で配布するというお話があったかと思えますけれども、この時期に補正としてそれを出す意味合いを教えてもらってもよろしいですか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 当初は冊子版の方のハザードマップは市の本部の方で控えて持っているといたかたちですけれども、最近の災害の状況から自主防災会とか各区で持っていただいて情報の共有というか、そういうかたちで必要かなというかたちで判断していただいたものですから、当初のものに加えて増刷するというかたちで補正をいたしました。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 自主防災会の方にお渡しするような恰好で、冊子版が補正を通して刷り上がり次第配布するというふうなことでよろしいですか。それを各区で引き継いでいただくような。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 はい、そういう予定しております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 30ページの富士山南東消防組合の負担金なんですけど、会計決算でこれだけの余剰金が出たという何かもう少し説明がありますか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 今回は金額的には去年より負担金の方が戻りが少なくなっているような状況なんですけれども、基本的には人件費が主になってましてその部分に対しての2市1町の部分の負担割合に応じての戻りというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） ~~これ予算建ての時にやっぱりそこまで考えてはなかったのか・・・~~

- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 今の質疑取り消します。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 16 ページのハザードマップのところですけども、冊子版というところでは全戸配布のハザードマップに加えて、新たに加えられる情報とかそういうものはあるんですか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 特にプラスアルファの情報はないんですけども、当然住宅地図ベースになりますんで、より詳細な部分で確認が出来るのかなというところでございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 住宅地図ベースというのはゼンリンの地図みたいなもの。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 ゼンリンの地図をイメージしていただければ。
- 委員長（中村純也） 佐野委員。
- 委員（佐野利安） 16 ページの交通安全対策費の 5 万円があります。これは寄附金だと思いますけど、目的は何ですか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 寄附金の団体の方から交通安全の対策費というかたちでお話をいただいたものですから、今考えているのは交通安全施設で注意喚起看板みたいのをこれで購入しようかなと考えています。
- 委員長（中村純也） 佐野委員。
- 委員（佐野利安） 注意看板は何か所ぐらいか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 今のところ数はあれなんですけれども、物によって、値段によっても変わるかなと思っておりますけど。
- 委員長（中村純也） ほかにありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

危機管理課（第 85 号）

○委員長（中村純也） 次に第 85 号議案の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 禁固を禁錮に改めるとは、文字の変更だけですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 字句の訂正になります。

○委員長（中村純也） ほかにありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 85 号議案に関する質疑を終わります。以上で危機管理課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 29 分 休憩

11 時 29 分 再開

○委員長（中村純也） 再開いたします。以上で予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 29 分 休憩

討論・採決

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 78 号議案裾野市表彰条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 78 号議案裾野市表彰条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 79 号議案裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 79 号議案裾野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました第 80 号議案裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第 80 号議案について景気の動向だとか市民感情を考えたときに期末手当の引き上げの条例に反対します。

○委員長（中村純也） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 80 号議案裾野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（中村純也） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 81 号議案裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第 81 号議案も第 80 号議案と同じく、市民感情をプラス、言葉としてはお手盛りではないかという、そういう市民感情からも反対です。

○委員長（中村純也） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 81 号議案裾野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（中村純也） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 82 号議案裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 82 号議案裾野市職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第 85 号議案裾野市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 85 号議案裾野市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可



決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査は全て終了いたしました。予算関係の議案につきましては来る 12 月 9 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る 12 月 11 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。まして予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会します。

11 時 49 分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会厚生文教分科会（委員会）

令和元年 12 月 2 日（月）

9 時 00 分 開会

○委員長（杉山茂規） ただいまから、予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 89 号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）の内の関係部分、第 90 号議案 令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）、第 91 号議案 令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）、第 92 号議案 令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）及び、本委員会に付託されました、第 83 号議案 裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについて、第 84 号議案 ヘルシーパーク裾野条例の一部を改正することについて、第 86 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（裾野市スポーツ施設等）の審査となります。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。

その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（杉山茂規） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。

質疑、意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（杉山茂規） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 健康福祉部

- 委員長（杉山茂規） ただいまから、健康福祉部関係の審査に入ります。健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。  
（健康福祉部長、総括説明）
- 委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

## 健康推進課（第 89 号）

- 委員長（杉山茂規） はじめに、健康推進課の審査を行います。第 89 号議案の内の関係部分及び第 84 号議案の審査になります。  
はじめに、第 89 号議案の内の関係部分の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。  
（健康推進課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 18 ページの修繕費で漏水関係が多いかと思えますけれど、年数はどれくらい経って今回の整備に入ったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 開館以来 18 年経過しております。18 年一度も交換していないものになります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 食堂の所も同じでしょうか。ユニットの交換。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 ユニットの交換については今まで指定管理者側の方で細かく修繕を行ってまいりましたが、いよいよ修繕が追い付かなくなりましたものですから厨房の冷凍庫の冷却ユニットごと交換することになりました。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） チャックバルブからの漏水はどんなものなのか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 濾過循環装置についておりますバルブですけれども、こちらが経年劣化しましてそこから水漏れが激しくなっているためチャックバルブごとの交換を行うものです。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 修繕を行っている間というのはどういうふうになりますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 主に休館日一日で出来る修繕であるという風に考えておりま

すので、利用者等にご迷惑にならないと考えております。

- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 補正予算が通ったら緊急に、すぐに取り掛かるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 そのつもりでおります。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 子ども子育ての償還金のほうですけれども、各種訪問事業を実施し件数の減の要因は何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 実績値は昨年度の実績値から推計したものですけれども、これよりも実績が落ちているということはやはり子供の数が減っているのではないかというふうに考えます。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 対象者数に対して必ず行ける状態での減ということによろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 おっしゃる通りです。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

## 健康推進課（第 84 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 84 号議案の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。  
（健康推進課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 値上げに対して先日の質疑の中で、ヘルシーパークの目的が健康増進施設だというふうな返答をされたかと思うんですけど、休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又豊） ヘルシーの目的は。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 市民の健康増進、福祉の向上及び地域の振興に寄与することを目的としております。その目的に関し何ら変わるものではございません。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） それ以外の目的は何か考えられませんか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 条例改正の趣旨でもご説明させていただきましたけれども、建物や設備機器の老朽化が顕著となってきていますので、これに対する受益者の負担を適正化するために今回条例改正を行うものです。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今回の値上げに対して利用者減ということに対しての対策等考えはありませんか。  
（「減になるのか」と言う声あり。）
- 委員（勝又豊） 質問を変えます。今回の値上げに対して何か対策等を考えていますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 値上げを利用者増につなげる対策はありますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 利用者の増につきましては今後指定管理者側の方と対策について話をしていくつもりではございますが、市民に還元ができるようなかたちで対策を考えていきたいというふうには考えております。

- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今のところは具体的な策はないということで今後のことになるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 具体策につきましては今後指定管理者の方と具体策について検討して出来る、出来ないというところを踏まえながら実施していきたいというふうに考えています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 現行料金が中学生以上 1 時間以上が 530 円から 700 円というお話、値上がりというお話でしたが、その値上がりした根拠を。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 まず一人当たりの原価というものを計算しております。一人当たりの原価ですけれども、他の施設では面積率で出しているのが多いかと思いますが、ヘルシーパーク裾野、面積率で算出しますと現行とそぐわない内容になってしまいますので、利用者率で計算してございます。利用者率で計算いたしますと 3 時間の風呂が一人当たりの原価が 939 円、プールの方が 944 円というふうになります。これを公費の負担割合を 30%、受益者負担を 70%と言う風に計算していきますとヘルシーパーク裾野 3 時間の風呂が 676 円、3 時間のプールの方が 682 円というふうになります。これに税を入れますと風呂が 743 円、プールの方が 750 円というふうになりますけれども、御殿場、小山の入浴施設等の料金を鑑みまして 700 円というふうなかたちで今回設定させていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 利用者というのはどこの数字ですか、どういう出し方なんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 風呂、それからプールにつきましても 3 か年の、過去 3 か年の平均の利用者人数で計算しております。ただし、風呂及びプールの双方を利用する方につきましては今回の計算の方には入れておりません。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 利用者数がこの間減ってきているというお話がありました。その分析はどのようにされたんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 利用者が減ってきていますけれども、今回この 700 円という金額を算出するに当たりまして、平成 30 年度に入場した人数を参考に計算しております。平成 30 年度は 1 月から 3 月にかけて工事を行ってまして、19

万人の入場者になっております。通常20万人ぐらいの入場者がございます。

1万人の減になっておりますが、この数字を基本として考えております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今回の利用料の改定に関わってではなくて、近年利用者が減ってきているという話が最初にありましたのでその要因はどこにありますかと聞きました。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 暫時休憩をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。

○健康推進課長 市として特段何かしているものではございませんで、指定管理者側の方である程度の宣伝等はしていただいているかと思えますけれど、結果、落ちてきておりますので宣伝不足とか周知不足、そんなものもひょっとしたらあるのかもしれない。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） それと、老朽化をしてきているという話がありましたが、その関連性というのはどのように考えていらっしゃるんですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 暫時休憩をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。

○健康推進課長 建物の老朽化が進んでいると申し上げましたけれど、主な老朽化の部分は設備関係になります。ご存知のとおり泉質が非常に良いものですから、その泉質に対しまして設備機器が非常にもろくなって、時期が早くなっています。このようなことで老朽化と利用者の減のところは特に関係がないのではというふうに考えております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 一番最初のお話でこの二つを並べられて、だから適正化をしていくというお話がありましたので、その説明をいただきました。そうしますと、この適正化という中身についてももう一度説明願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。健康福祉部長。

○健康福祉部長 大前提として置いて頂きたいのは、市として各施設の使用料、利用料金を適正化していこうということで基本方針を定めています。今回のヘルシーパーク裾野の料金の改定に当たりましてこの基本方針をもとに市の他の施設と同様に算出をして、その結果料金の改定を計上しているもの

で、その個別の施設に関して事情を見れば設備の老朽化とかということはございますけれども、まず大前提としては基本方針に沿って施設の料金改定を行う。こちらの方は踏まえていただければと思います。

- 委員長（杉山茂規） 他はありますか。三富委員。
- 委員（三富美代子） ヘルシーパークの場合、市外、県外の利用者の方が多い施設だと思いますけれど、市内、市外といった利用に関しての使用料の議論と言いますか、協議は如何だったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 市内外の料金格差を設けるというのは勿論でございますけれど、どの程度値上げの影響が出るのかまだ未知数でございます。したがってその内容によりまして指定管理者側の方と、どのようなかたちで市民に還元するのかということについては考えていきたいというふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 担当課としては今後の検討課題ではあるという認識であるというふうに受けとめてよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 市の施設でございます。市民の方に多く利用して頂きたいというのはこの建物の趣旨からも外れていませんので、なるべく多くの市民の方に還元出来るようなかたちを今後検討していきたいというふうに考えています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょう。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 今回の料金改定、現在予想される利用者数からして改定した後の料金は幾らぐらい増額となるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 平成 30 年度の 19 万人という利用者で算出した金額になりますと、凡そ 3,300 万円程度の増収になることが予想されております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 30 年度は 3 か月でしたか工事で休館していますけれども、それが通年、12 か月するとほぼ同額でしょうか。先ほどの金額と。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 19 万人という金額で計算したものでございますので、通年通して 19 万人というふうに考えても 3,300 万円程度の増収になるかと思われ  
ます。



- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） ヘルシーパークが18年経つということで入場者数がここ数年20万人、去年は19万人、マックスはどれくらい入ったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 一番入った時で23万人入った時がございました。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 19万人という、ここ数年というかたちで計算されて増収の見込みが3300万人と、プラスアルファも人を集めることによって可能かと思えますけども指定管理者とその増収に対しての増えた分についてはどういう扱いになるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 増えた分につきましては指定管理料の清算、返還というようなかたちで今後検討していきたいというふうに考えています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） それは施行された年からでよろしいんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 施行された年の指定管理料につきましては、その年の年度末に利用者等の状況を見ながら清算、又は返還というかたちになろうかと思えます。
- 委員（浅田基行） 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 返還されたお金を市としてどのように使っていくかということはありませんか。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 返還されたものにつきましては今後の検討課題というかたちで金額につきましてもまだ未定なものですから指定管理者と協議を考えていきたいと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 清算、返還というお話でしたけれど、他にも指定管理でやっている事業はいくつもあります。これまでもこういうかたちで清算、返還をしてもらうという方向できていましたか。健康福祉部だけの話ではないので全体が判るか判らないんですが。市としてそういう方針でいるということによろしいんですか。

- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康福祉部長。
- 健康福祉部長 すべてを私も承知していませんけれど、健康福祉部で例を挙げれば保育の方は実績に応じて行っておりますので、そういった考えに近いと思います。ヘルシーパークにつきましては今回の料金の引上げによって当初の条件が大きく変わりますのでこういった考えが妥当かと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は無いでしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。内藤議員。
- 委員外議員（内藤法子） 先ほどガイドラインに従って清算根拠を伺いました。30、70 ということですが、この区分の中で健康福祉のカテゴリーは50、50 の適用になるのではないかというような議論はどのようにされましたでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 ヘルシーパーク裾野につきましては、基本方針の大部分を受益者が負担するものの中に捉えております。というのはヘルシーパークは民間等との競合サービスというところがありますので、この部分を考えまして受益者負担割合を70 というふうにさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 内藤議員。
- 委員外議員（内藤法子） それでは、50、50 のカテゴリーに入るところは何処なんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。内藤議員。
- 委員外議員（内藤法子） 受益者負担というところでしたが、50、50 のところには健康福祉の増進という言葉があったので、ここに該当するのではないかという議論はまったく無かったというふうに理解しても良いのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康福祉部長。
- 健康福祉部長 まったく議論が無かったかと言われれば、これは公共施設をみたときに健康福祉部門として50、50という考えが無いとは言えないです。しかしながら、全庁的に公共施設を並べてみたときに、基本方針にあります民間との競合性、こういったものを見たときには他の施設に比べて民間のサービスというのが非常に充実している分野であろうと、そういったところから全部の公共施設を並べてみたときに基本方針では公費 30%負担が妥当であろうということで、これは勿論健康福祉部門だけの見方では無くて、全庁的な見方の中でと言うことです。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。内藤議員。
- 委員外議員（内藤法子） 指定管理者の最初に募集したときの基本契約のなかにこの清算とか返還というものは謳われているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 基本協定書の中には金額に関するものは一切入ってはございません。金額に関するものは協定書で改めて定めるという風になっておりますので、返還協定の部分につきましても年度協定の中で改めて検討していきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 今の受益者負担割合の健康福祉部の方から出された資料の最後のページで、行政経営監資料ということでヘルシーパーク裾野3時間のお風呂は公費の負担割合は70%とされているという、この部分の関係はどういう風になっているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 それは先月に行ったときに厚生文教の委員の皆様方に配布資料かと思えますけど、そのあとで指摘を受けましてその部分は公費負担30%というふうに訂正させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） その前段として行政以外にサービス提供者が存在し収益性が低く云々というものがあながらも公費の負担が30%となっている理由というのは。
- 健康推進課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 その前段部分の説明は使用料の適正化に関する基本方針の中にも定められておりますけれど、一部の市民が対象であり利用が特化され

るサービス、民間等との競合的なサービス、というところに分類するという  
ことでサービス提供者が存在するが、というかたちで表現をされているもの  
でございます。

- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 先ほど来出ていますけれど、企業の利益の考え方  
として年度の所でやって行くということですが、仕様書の中で利益が出た場  
合の配分とか、その辺の謳ってあるものは全くないんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。健康推進課長。
- 健康推進課長 協定書の中でも収入につきましては指定管理者側の方のもの  
になるというふうな表現はありますけれども、その返還若しくは清算して返  
還というような文言は一切入ってございません。あくまでも指定管理料につ  
きましては年度当初にて定めるというようなかたちで年度協定書内に定め  
るかたちになっております。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第 84 号議案の質疑を  
終わります。以上で健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩します。

9 時 44 分 休憩

社会福祉課（第89号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、社会福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。

（社会福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 生活扶助費と医療費が足りなくなったということなんですけれども、どのくらいの人数を予想していて、それに対してどれくらい、額でなくて人数的なものって判りますでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 想定人数というのはございますけれども、実際に比較をさせていただきますと昨年と比べまして10月31日現在、134世帯、168人ということで3世帯、7名の増ということになっております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 3世帯、7名の増ということで、先ほどもちょっとお話があったんですが、医療扶助がこの間大幅に伸びて、これからも伸びていくだろうというところなんですけど。もう少しそのところ説明をお願いして良いですか。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 伸びていくというよりも、半期の数字によりまして、実績としまして補正の金額を算出させていただいております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今、生活保護を受けている方、この中で介護扶助も大幅に伸びるだろうという話でしたけれど、年代というのはどのようになっているのでしょうか。

○社会福祉課長 休憩をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。

○社会福祉課長 介護扶助につきましては若干の伸びがございます。これにつきましては生活保護対象者の高齢化が要因になっているかと感じております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） この対象になっている方々に対して健康指導ですとか、ジェネリック薬品の指導とか、医療費抑制として一般的にやっているような指導というのは行っているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 生活保護受給者に関しましては定期的に面会、訪問をさせていただいて様子を伺っている状況でありますし、医薬品に関しましてもジェネリックを推奨するようなかたちを進めさせております。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） そういった努力の裏で出ているのがこの実態ということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 現在の保護率は変わってきてますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。社会福祉課長。
- 社会福祉課長 今、こちらに具体的な数字を持っていないんですけれども、県内では7番目ぐらいに低い保護率というふうになっております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 比較の一覧表みたいなものは提示していただけるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。  
(休憩中に、委員会では必要ないこととなった。)
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他にありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。  
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時57分 休憩

子育て支援課（第89号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。

子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。三富委員。

○委員（三富美代子） 補正予算書の19ページ、修繕費。今後の見込みで減ということですが、予定されていた修繕は全て終了したということでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 修繕費の方は当初に予定しているものプラスその都度対応しなければならないところを見込んでおります。で、今後につきまして緊急で直さなければいけないところというのが特に無いというところがございます。減額の方をさせていただきました。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 年度末まで大丈夫というところですか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 そのように考えています。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 緊急で行う必要がないということで減額ということですが、予算立てをしておりますので、今後見込まれるという部分が・・・

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 緊急性が無いということですが、出来れば早めにやった方がよいということもなかったということでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ここでまだ予算として残る部分がございますので、こちらの方で対応していきたいと思っています。

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第89

号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で子育て支援課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 12 分 休憩



保育課（第 89 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、保育課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 89 号議案の内の関係部分の審査になります。

保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。三富委員。

○委員（三富美代子） 予算書の 6 ページ、債務負担行為の関係ですけれども、先ほどの説明で公定価格の関係と処遇改善加算というお話がありましたけれど、これの限度額引き上げ分に対してどの程度の割合になるんですか。枠を増やしたということに対して。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 具体的にどの分が何%という細かい数字については申し上げられませんけど、ほとんどが処遇改善加算が盛り込まれていなかったことによる増額分と見て頂いて差支えないと思います。

○委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で保育課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

介護保険課（第89号、第92号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、介護保険課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分及び第92号議案の審査になります。

介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。

（介護保険課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） 保険給付費の関係なんですけれども、実績によって決算見込みによって減額と増額、それぞれありますけれどもトータルの捉えて例年のこの時期の増減幅と言いますかそれと比べてどのように捉えられますでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 介護給付費の見込みによる増減につきましては予算を昨年11月に作っていますので、毎年給付の増額、増減が見込まれております。増減幅については例年通りと考えております。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 67ページの介護予防サービス給付金が1,300万円ということなんですけれども、これは新たに何か行うのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 特に新しい事業というものではなく、現在の保険給付の方が足りなそうかなということでこの程度の金額を増額致します。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第89号議案の内の関係部分及び第92号議案に関する質疑を終わります。これより第89号議案のうちの関係部分及び第92号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 89 号議案の内の関係部分及び第 92 号議案に関する意見を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 37 分 休憩

国保年金課（第89号）

○委員長（杉山茂規）

再開します。次に、国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分及び第90号議案及び第91号議案の審査になります。はじめに第89号議案のうちの関係部分の審査になります。

国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第89号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

国保年金課（第 90 号）

○委員長（杉山茂規） 次に第 90 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 90 号議案に関する質疑を終わります。これより第 90 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 90 号議案に関する意見を終わります。

国保年金課（第 91 号）

○委員長（杉山茂規） 次に第 91 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 91 号議案に関する質疑を終わります。これより第 91 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 91 号議案に関する意見を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。以上で健康福祉部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 49 分 休憩

教育部

○委員長（杉山茂規） ただいまから、教育部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。教育部長の総括説明を求めます。教育部長。

（教育部長、総括説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

学校教育課（第89号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、学校教育課の審査を行います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。

学校教育課長の説明を求めます。学校教育課長。

（学校教育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） 需用費の関係ですけれども、指導書の選定というものはどのような方法で行われて行くのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

○学校教育課長 教科書の採択は沼津駿東地区で行われまして、その教科書が決まると教科書会社の方で指導書等の発刊が行われていくんですが、それについては他に無いものですから、その教科書会社の指導書等を使うことになります。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 教科書そのものは現状は決まっているのでしょうか。

暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。

○委員（三富美代子） 現時点では教科書自体の選定は終わっているのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

○学校教育課長 教科書の採択については夏に採択が行われまして教科書が決定しております。

○委員長（杉山茂規） 他は。勝又委員。

○委員（勝又豊） 教科書以外のものに関してどのようなものがありますか。

○委員長（杉山茂規） 学校教育課長。

- 学校教育課長 教科書以外のものとしましては、教科の指導のための指導書があります。また指導書の中には様々なものが入ってはいるんですが、授業で使う掛図とかデジタル教科書等については教育総務課の方の備品費として購入をお願いすることになっています。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） ~~備品に関してはどのようなものを・・・~~  
（「それはここじゃない」という声あり。）
- 委員（勝又豊） 取り消します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。よろしいでしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 需用費ですけれども、何冊とか量的なのはどうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。学校教育課長。
- 学校教育課長 指導書等につきましては主要教科とその他等にわけまして、それに応じて各学級に配布するものと学年に一冊ずつ配布するものを分けて計画を立てました。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 各校への充足数は充足することでよろしいですね。
- 委員長（杉山茂規） 学校教育課長。
- 学校教育課長 そのように考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で学校教育課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 11 分 休憩



教育総務課（第89号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、教育総務課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分の審査になります。

教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 西中学校のテニスコートフェンスの撤去ということですが、修繕等の考えとかは無かったんですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 修繕まで含めて考えています。

○委員（勝又豊） 休憩をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。

○委員（勝又豊） 撤去後はどうなるんですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 撤去後は新設したいと考えております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 32ページの管理運営費の委託料で、西中普通教室不足解消事業ということで、実施計画委託、もう一つは土質調査委託と言う形なんですけど、説明がありましたように古くなってきた、老朽ということもあって、このようなかたちになったんですけど、建替え計画含めた関係ということをもう少し詳しく教えていただけますか。どういう計画かということ。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 北校舎が47年ということでコンクリートの一般的な耐用年数は60年と言われていています。これを見据えた中で今後建替えていくのか、それとも教室を改築していくのかということは今後検討してまいります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 13年後の件についてと言う計画ということでよろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 今回の補正につきましてはあくまでも普通教室が不足する部分についての対応ということになります。校舎の建替えは別の計画というこ

とで今後考えていくこととなります。

- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 土質調査というのが今回入っていますけど、これはどういった調査になるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 この土質調査につきましては、建物が建つ、仮設校舎が建つ位置の土質を調べる調査ということになっています。ボーリング調査を実施します。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 普通教室の場所のということですか。仮設校舎のところでということですね。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 場所は何処を予定していますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 西中学校の中庭になります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 普通教室を今回仮設というかたちで、先ほど言いましたように 60 年と言うお話もありましたけれど。仮設校舎の普通教室は今の計画で言うと何年ぐらいは使おうと思っているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 何年ということは無いんですけど、先ほどから言っています耐用年数 60 年を見据えた中での利用を考えています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 仮設ですからプレハブっぽい建物になるのかなと想像するんですけど、耐えられる年数が何年耐えられるか、仮設と言うイメージなんでしょうか。要は作る上での耐用年数みたいなものは計画に入っているんですか。仮設の中で。耐震年数か。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 あと 13 年は持つというふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 31 ページの関係とそれから給食センター管理運営費の全体の話ですけれども、ちょっと休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 31 ページの役務費それから 32 ページのセンター管理運営費の人件費を、役務費の内容をもう一度お願いします。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 31 ページの小学校費の給食管理運営費の方ですけれども、手数料の 249 万 5 千円。こちらは給食員の欠員を派遣会社の方で補っているということで、これまで人事課の賃金を手数料に流用し派遣手数料を支出してまいりましたが、派遣手数料を担当課の給食管理費に計上するものでございます。派遣職員の 2 名分でございます。で、補正予算を計上したときには欠員が 1 名ありました。で、この欠員を派遣会社の方でお願いをする予定だったんですけども、派遣会社の方でも人が見つからなくてたまたま臨時職員の面接がありましたのでその方を学校の方に配置をさせていただいたということでございます。ただし、これから 3 月にかけてまた退職をする場合がありますので、このために派遣の人数は 2 名分を計上したままとなっております。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 派遣ですからおそらく 3 月末までの契約だと思うんですけど、新年度以降、ちょっと余分な話かな。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 新年度以降は新年度予算になると思うんですけど、今の人材派遣から派遣業者というのは今年に限らずに従前から継続しているところでしょうか。結果的には。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 昨年の秋から派遣会社からの派遣の社員の方を採用させていただいております。今年度につきましては派遣会社 2 社から派遣の方をお願いしている状況です。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 債務負担行為の方で、学校給食配送回収委託の方ですけど、今まで 3 年間だったものをこれから 5 年を予定されているということですけど、契約期間の 3 年から 5 年に変える根拠は何だったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 今の 3 年の契約を始める時に、当時の財政課長から次の契約更新の時には期間を 5 年にした方が良くはないかという意見をいただいております。5 年にすることで新規参入がし易くなるのではないかといいことで意見を求められておりまして今回契約更新については 5 年で契約を

したいということでこういったかたちの補正をお願いしております。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 補正予算書の 32 ページの 18 節の備品購入費の関係。  
牛乳保冷庫の購入ですけれど、こういった内容は、備品購入は当初予算の方で計画的に購入されるものではないのかなと思いますけれど、この点については如何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 本来は計画的に予算要求をして購入をしていくべきだというところですが、今回につきましては使用している状況で性能的に低下が見られたということで急遽お願いしたところであります。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 計画書等があると思うんですけど、その中には入ってなかったものですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 当初の予定ではございませんでした。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 31 ページの備品購入費、学校用備品費でデジタル教科書を準備されるということですが、どのようなものを用意されるのか教えて頂けますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 低学年の国語と算数の掛図。こちらにつきましては1、2年生の各クラス数分を用意します。デジタル教科書DVD版とかそういったものにつきましては各学校の各学年ごとに1セットずつ。ピクチャーカード、こちらにつきましても5、6年生の各学年ごとに1セットずつ全ての学校に用意します。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 西中学校のテニスコートのフェンス撤去、復旧工事が100万円ということになっていて、台風19号関連補正予算の概要では現状として西中は撤去、新設と書いてあるんですが、先ほどの委員の答弁については撤去はしてあるけど新設は今後ということ。ここを確認したいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 西中学校の復旧工事ほか100万円は、この中で西中学校のフ

ェンスの新設まで含んでおります。この補正の金額と現予算の工事費、こちらを用いて修繕等を行う予定でございます。

- 委員長（杉山茂規） 二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 現状としてはここに書いてあるんだけど、これは現状ではないですかね。これは。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 西中学校につきましては撤去、新設、予算を含めた中で対応していきます。深良中学校につきましては撤去と応急の対応ということを考えています。
- 委員長（杉山茂規） 二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 西中の方の台風よりひと月以上経って、部活動をしていると思うんですけど、その辺の支障は何かございますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 西中も深中もそうなんですけど、危険のないような仮の対応は採っています。
- 委員長（杉山茂規） 小田委員。
- 分科会外委員（小田圭介） 給食調理員で派遣をされて来る方に関して何か条件を付けていることはありますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 派遣職員の方につきましては特に条件等付けておりません。
- 委員長（杉山茂規） 小田委員。
- 分科会外委員（小田圭介） 教育総務課としては直接雇用の臨時職員に関しての募集を続けていると思うんですけど、ここと派遣とどちらに重きを置いているんでしょうか。考え方として。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 臨時職員の採用を重視しております。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） 補正予算の18ページです。放課後児童室の支援員のキャリアアップに関する予算の該当者がいなかったというふうな話だったんですけども、該当者がいない実態について詳細な説明をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 キャリアアップ処遇改善事業ですけれども、支援員の処遇を経験年数や研修実績等に応じて処遇改善を促進するための事業になります。

研修実績はあったんですけど、その方の経験年数がこの条件を満たしておりませんので、今回は該当が居なかったということでございます。

- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 西中の普通教室不足の件です。以前もこれは実施する予定で委託料は計上されたことがありますけれど、何時から不足するのかということを伺います。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 令和3年度から普通教室が1教室不足する予定でございます。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 推定では何時まで足りない予定でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 令和3年度から、手元の資料では令和12年度まで不足が続きます。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 今回の実施設計委託は何教室分になりますか。
- 委員長（杉山茂規） 。教育総務課長。
- 教育総務課長 3教室分になります。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 先ほど委員からもありましたけれど、令和12年までこの仮設教室を使う予定ということによろしいんですか。
- 委員長（杉山茂規） 。教育総務課長。
- 教育総務課長 先ほど申しました何時まで仮設教室を使うかということは現時点でははっきりお答えできない状況です。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 不明確な部分はいつはっきりする予定ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 出来るだけ早急にと担当課では考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 給食員の充足数の関係の質疑がありました。ちょっと疑問に感じて、関連しなかったら結構ですけども、正規職員というのは、給食員さんはゼロということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 ゼロでございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 関係しないかもしれませんが、これは事故の

関係とかあって、素人にお任せしっぱなしって絶対あり得ない世界。派遣云々という補正の関係じゃなくて、本来は正規ということ、一人でもって考えなきゃいけない問題だと思うんですけど。如何でしょうか。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 本来は正規の職員が居るべきというふうには考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は。勝又利裕委員。
- 分科会外委員（勝又利裕） 西中の普通教室の関係で、3つの教室が不足するという話ですけど、普通教室に限らず特別教室を仮設で対応しようかという議論があったのか無かったのか、そこだけ教えて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 仮設の教室は普通教室を予定しております。仮設の方に特別支援学級とかそういった教室を持つていくことは担当課としては考えておりません。失礼しました。仮設教室は普通教室のみと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又利裕委員。
- 分科会外委員（勝又利裕） そうすると議論はしなかったということ。3つの教室だから特別教室を仮設にして普通教室は今の校舎で対応しようという議論はなかったということ。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 議論はございましたが、結果、普通教室のみを対応することになりました。
- 委員長（杉山茂規） 他は。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 6ページの債務負担行為に関連してお尋ねいたします。学校給食配送回収委託が3年の長期継続契約から債務負担行為になったということでしたけれど、これの違いと言うか、選択をするとか、どういう状況で選ぶんですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 実はこの給食配送回収委託業務につきましては、長期契約では3年以内ということで市の中で規定がありましたので今回5年を契約するために債務負担をお願いしたものでございます。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 財政から3年ではなくて次は5年にするのが良いというアドバイスというか、あったということですが、教育総務の現場では期間に関してはどのような見解を持たれていたんでしょうか。3年である

ことに対して。委託は3年でやってきたんですけど。5年のほうが良いよということのアドバイスがあった訳ですけど。教育総務課としては3年ということについてどのような見解をもってらっしゃったんでしょうか。で、今回5年にしたということなんですけど。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 長期継続契約では3年が限度でしたので、その契約期間を更新することによって参入する業者が参入し易いということで担当課としても5年の債務負担で行って行きたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。内藤委員。
- 分科会外委員（内藤法子） 先ほどの小田委員の質疑の中で給食センターの調理員さんは調理師免許を有する人、免許を取得する意志のある人、業務経験のある人、条件は一切無いとおっしゃったんですが、今現在ホームページにこれが掲載されているんですが、確認されていますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 確認しております。
- 委員長（杉山茂規） 内藤委員。
- 分科会外委員（内藤法子） 臨時の職員が常に足りないと、で、資格なしの人もありということでしたら、現状これですと応募する人、手を挙げる人のハードルが高くなるんですけどその辺はどう考えていますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 募集要項につきましては確認して人事課と協議したいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 以上で質疑を終わります。以上で第89号議案のうちの関係部分に関する質疑を終わります。これより第89号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第89号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で教育総務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時54分 休憩



生涯学習課（第89号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に、生涯学習課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第89号議案の内の関係部分、第83号議案及び第86号議案の審査になります。はじめに第89号議案の内の関係部分の審査になります。

生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。

（生涯学習課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） この改修工事の工事期間はどれくらいなのでしょう。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 工期は1週間を予定しております。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 営業には影響が出るのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 その間はレストランの方は休業ということで調整しております。ケーミックスさんの方でレストランの方と交渉いただいております。補償なしでというかたちになっております。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 市民に対してのお知らせはどのようなやり方を行いますか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 告知の方はさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 喫茶厨房のところで、最初から使っている器具が多くて不備が出ているということで、課長なんかも見に行つてらっしゃるとい話を聞いているんですけど、それらの工事、改修とかがというのは計画とかありませんか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長 調理用コンロ、こちらをここで替える予定がございます。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） この中に含まれているということで良いですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 こちらとは別でございます。全体の中でということで今現在

他に不備はないかというところでは、見て回った結果コンロがというところ  
でございますので、これ以外の予算で入れ替えの予定でございます。

- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 予算は違うということなんですが、工事期間はこの範囲  
でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 それとは別で調整させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 債務負担の関係ですけれど、限度額がありますけれど中  
身と言うか、年度ごと同一の金額なんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 こちらは1億 124 万 1 千円が1年の額で、掛ける5年でござ  
います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 手元に資料があります。代表者はこの周辺、裾野市を含  
めた公共施設の管理実績というのはどういうものがあるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 県内で直接請け負っているところはございません。隣県の神  
奈川県ではいくつかございます。近くで直接ではないんですが連携している  
施設は県内でもございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 公共施設の代表的なところをお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 保土ヶ谷公園、それから日産スタジアムなんかがあります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑  
をお受けいたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他はよろしいでしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 89  
号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 89 号議案の

内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 以上で第 89 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

## 生涯学習課（第 83 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 83 号議案の審査になります。  
生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。  
（生涯学習課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今回利用者の区分けがされて中学生以上とそうでないもの  
ということなんですけど、例えば大人も子供も混ざっての借りるという場合  
に、そういうものの対応は。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 事案ごとに調整させていただくことになるんだろうなと思っ  
ております。主体になるのはどちらなのかというかたちになるかなと考えて  
おります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 条例の方に加えるということで、休日の休場日という  
ところが第 4 条で毎週月曜日という定めになっているんですけど、現在は第 3  
月曜日で毎週ではないように思うんですが、そこだけ確認させて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 条例上は毎週月曜日がお休みになっております。指定管理  
の方が施行規則の第 2 条に指定管理者の特別の理由があると認めるときは  
教育委員会の承認を得て休場日を変更できるというふうに書いてあります。  
減指定管理者の方から協議をいただきまして毎週月曜日ではなくそれぞれの  
施設が月間のうち 1 日の月曜日をいずれかでとるようなかたちになって  
おります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今回条例に移すということで、現実との乖離をどう理解  
すれば良いのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 乖離と言いますか、原則としての部分とは違いがございま  
すけれど、条例の中で変えるときはこういうふうにするよという規定があるも  
のですから、そこに従ってやっておりますので大丈夫と理解しています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今現在行われているというのは第 3 月曜日ですよね。条  
例上でいくと臨時の休場日ということで定めている認識で良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長 臨時の休場日と申しますか、本来条例上月曜日が休館のところをこのように変えたいよというふうなところで協議を教育委員会の方から、それに対して私どもが良いよというかたちで行っているものから、臨時のというふうなことではないかなと思います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 備考の方に書かれてある、例えば午後9時から翌日の午前6時までの利用にあってというところなんですけれど、勿論遅い時間に対応するとか早い時間に対応するというので書かれているとは理解しているんですけど、午後の9時から翌日の午前6時までというふうに定められたのは、その理由を教えてくださいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 イベントによっては泊まれるということもあるということで、設定しております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。三富委員。
- 委員（三富美代子） 深夜泊まれる場合もあるということで、それに対する管理面、対応面については指定管理の方で行うという考え方でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 そこは実際に事案が生じたときに安全管理の怠りがないように調整させていただきたいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 25 ページのどこなんですけど、市民以外の者が設定されているんですけど、陸上競技場は使用料の適正化に関する基本方針の中では公費負担と受益者負担が50%ずつの施設で良かったでしたっけ。確認です。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 今回市民以外の者の利用が当該利用料の100%の加算だというのは、この利用料の負担割合のところからきているという認識でよろしかったですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長 はい、そのとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） この部分について利用料の適正化に関する基本方針に対して提言とかされていますか。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 今、50%ずつの負担だということでもわかりました。ということで、当該利用料の100%の部分について適正化の基本方針との部分で行政経営監とのやり取りはどういう感じになっているか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 このあとの件もございますので、行政経営監の方とは再度調整させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第83号議案の質疑を終わります。

## 生涯学習課（第 86 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 86 号議案の審査になります。  
生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。  
（生涯学習課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。  
質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今回 6 施設に対してサカタのタネグリーンサービス株式会社を代表とする 4 社ということで、4 社もまたそれぞれ違った分野という感じなんですけど、これを分割して考えるという検討はされなかった、一括してやっているんですけれども。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 裾野市のスポーツ施設一体でお願いするというかたちで組んでございます。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今回指定管理者候補で、全部で何社、候補の企業体があったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 3 団体の応募がございました。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今回、サカタのタネグリーンサービス株式会社を選ばれたということで、こちらの評価と言う部分では選考ですね。その方法はどういうやり方をやったんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 選定評価委員会によりまず選定委員会を 1 次審査、2 次審査、長くなりますので・・
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 選定評価委員会による審査を経て市長に結果報告、そして候補者の選定をしております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 書面、面接と言うことでありますけど、点数式ですか、他に何か方法はあるんでしょうか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 点数式でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 1次と2次がありますが、内訳は。満点は幾つでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 総合点数 500 点満点でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 1次と2次それぞれでは各満点はいくつですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 1次が 400 点、2次が 100 点、併せて 500 点でございます。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 1次で書面で 400 点満点、点数は良いんですけど、書面と面接という話の中で審査項目というのはどういうものがあったんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 休憩してもらっても良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 書類審査につきましては 11 項目、面接審査につきましては 5 項目設けてあります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 先ほど審査項目で 11 項目と 5 項目ありましたけれど、その中で伺います。3つ目におっしゃいました利用者に対するサービスの向上と利用促進という審査項目があるんですけども、今回決まりましたサカタのタネさんグリーンサービスさんで、1位になられたところで良いんですけど、どのような促進と向上があったかということをお教えいただけますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 . . .
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 利用者に対するサービスの向上と利用促進ということで申し上げますと、例えば教室系ですね。今現在の指定管理者がやってくださって



いる教室の方から項目として7項目ほど増えております。ただし、今現在やっているところから減るところも2項目ほどあるんですが、そんなところがまず1点目。それから構成企業のうち1社が送迎バスを所有しております、それによりアクセスの改善のところ、バス送迎なんかも考えて下さっているところがございます。あとは、指導者の育成と言う部分で国内や海外の指導者、それからアスリートによる指導者講習会や教室というふうなところを考えて下さっております。以上でございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） スポーツ振興に関するところが項目であったんですけど、そこら辺はどうですか。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長 利用者に対するサービスの向上と重複してくる部分があるんですが、先ほど申しあげました教室系の部分がですね、今現在よりも充実してくるのかなっというところ。そこかなと思っております。それからスポーツ振興に関する事項の中で、小項目としてスポーツツーリズムに関する事業計画が適切かというふうな項目があるんですけど、スポーツツーリズムの推進につきましては、当該企業が提携しておりますスポーツが盛んな大学がございましてそちらの方と連携した事業を、例えばこの大学が50競技実施しているんですけど、それらの合宿誘致、或いは来てもらうことによる市民との交流プログラムみたいなことを考えていたりします。あとは、Jリーグのオフシーズンキャンプ誘致なんかの提案もございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 今言われた二つ、ここを一番聞きたかったところで、自主事業に関するところ。どうですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 いろいろダブってきて申し訳ありませんけど、今申しあげたスポーツが盛んな大学との連携、それから教室の部分ですね。いろいろな教室を開いていただくという部分、あとはイベント関係としましては、先ほど申しあげた国内海外の指導者、アスリートによる交流プログラム、それからJリーグのキャンプ、あとは、ちょっと変わってるところでは富士登山をターゲットとしたスポーツツーリズムの展開ということで、運動公園で富士登山をする方向けにフィジカルトレーナー、メディカルトレーナーなんかを置いて準備の手助け、指導をお来ないたいとかそういったものがございました。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 事業はわかりました。管理という意味では実績というものはあるんですか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 管理の部分につきましては、代表企業のサカタのタネさんが造園緑化事業が本来事業、メインの事業でございますので、特に運動公園の部分ですね。芝それから植栽の管理なんかでは年間のスケジュールなんかのご提示をいただいて具体的な提案をいただいております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 最後確認ですけど、今回、3社が立候補されて、今言うように1次2次と審査、面接と書面があって。二つあるわけですけど、二つとも今回のサカタのタネさんは二つともトップだったんでしょうか。それともなにか違いがあってトータルはトップでしようけど1次2次ともという感じですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 総合評価の3,000点の中では1位はすそのシティスポーツパーク共同企業体でございますが、その内訳については公表してないものからここでの答弁は差し控えさせていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 構成員が今回の場合には4社というか4グループになっているんですけど、それぞれのこういうような事業の中身、こういうもの分担をするというようなのは審査の中では、そこはチェックをされたんでしょうか。
- 生涯学習課長 休憩よろしいでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、やっております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 支障がないようでしたら、各社の分野でどういう風な業務を行うかということ。支障があるなら結構です。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 休憩でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 サカタのタネグリーンサービスさんについては全体の総括、アスクラロさんは教室関係、MP and Cさんはイベント関係、大和興産さんは施設管理保全、環境緑化事業協同組合さんは植栽管理の部分でそれぞれ

担うということで聞いております。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 先ほどの話でアスロクラロスポートクラブさんもMP and Cさん、どちらかと言うと、スポーツと言う目線でいくとサッカーがメインと言いますか、サッカーが中心と言いますか、というような企業さんかなと思うんですけど、今回教室だなんだって言う部分があります。そのサッカー中心と偏ってしまうような気がするんですけどそんなことは無いですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 サッカーは確かに強いところですがそれだけではないです。休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今回第1候補者として決まったということで、これからまた議会の方で決定していくこととなりますが、提案をされたことですね。色々な提案をされたことに関して他の第2、第3の所からもそういう提案があったと思うんですけど、それをしっかり担保、やっていただくことを担保していくということはこの段階でもしていることなんでしょうか。つまり、そういう教室をちゃんとやってもらえるという話というのはもうきちんと約束が出来ているということで良いんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 提案書に記載していただいているということは私どもとしては当然やっていただけるものというふうに考えています。休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。他はよろしいでしょうか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 委員からの質疑では事業に関する提案についてはかなりご説明いただけたかと思うんですけど、施設の維持管理について専門される企業さんもいらっしゃるということで、その点について新たな画期的なものですとか、或いは効率的なものですとか、こういった改善に関する提案は在りましたでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほど少しだけ触れさせて戴いたんですが、代表企業であるサカタのタネグリーンサービスさんが植栽の関係なんかが専門でございますので特にその部分、私どもの施設と運動公園の芝の管理の部分、それか

ら各施設の、うちのほうで持っております設備のメンテナンスの部分なんかも年間の計画を示してこういうふうに管理しますと、具体的にご提案いただいております。

- 委員長（杉山茂規） 増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 暫時休憩でお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 評価委員会の報告をホームページからとってきて確認します。今回の3位順位者は現状のシンコースポーツさんのところでもよかったですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい。おっしゃるとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 先ほど委員の中からも質疑が少しあったかと思えます。第1次審査の中で配点400点の部分、1位2位3位の順位者でどのような傾向だったか言えますか。暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほど来申し上げておりますとおりの各点数の内訳は申し上げられないんですけど、印象として3社とも大変拮抗していた中での順位だったということは申し上げておきます。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 最終的な判断はプレゼンによるところが大きかったということですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 こちらについても先ほど来申し上げておりますとおりの書類審査と面接審査のトータルでの判断ということでございます。面接審査のときに再度書類の中身につきましてもお聞きしながら審査しております。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 第1順位者の得点率、全体のやつは出ていますけれど、76.7%。提案書の段階で400点のときの得点率、プレゼンのときの得点率はそれぞれ出ますか。1位だけで結構です。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長 恐れ入ります。そちらも公表はしていない数字でございます。  
（「わかりました」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 要は、現状の3位の所を凌駕するところが中々見えてこないんですけど、本当にこれで大丈夫なのかというところがはっきり言って良く判らないんですけど、今回採点の中で例えば400点の得点の中で先ほども委員の中から質疑がありましたけれども、こういうことやりますよということが多く加配されている部分が例えば自主事業だと50点だとかにされているので、そういうところが確認すべきすべがないとほんとにここが実現力があるかというのが見えづらいんですけど、そういうところをどうやって担保されていますか。この提案の中で。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 基本的には提案書に書いてある内容がご提案内容です。ですから提案書を見ながら確認させていただくというふうな作業が面接審査というかたちになります。面接審査でもって実現性が気になる部分については各委員さんの方から1項目ずつ質問をいただいて本当に出来るんだよね。出来るというのはどういうふうな根拠があって言っているのかというところはお聞きしてますんで、そういった部分での担保はしてございます。
- 委員外議員（井出悟） 休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋議員。
- 委員外議員（土屋主久） 1点だけ確認させて下さい。今までの答弁で大切なことが審議されてきたんですけど、今回選ばれたところは得点が一番よかったと、で、金額面が何も出てないんですけど金額もやはり一番低かったのか一点だけ伺います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 その部分も公開はしてございません。休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋議員。
- 委員外議員（土屋主久） 全てない、ない、ない、公表できないことだと、私たち議決しなければならないですよ。非常に微妙だと思うんですよ。議員の立場、議会の立場を考えたときにどういうふうに考えますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。

○教育部長 5年に1回やっている事業になります。選定事業になりますけれど、事前に指定管理にどういう物を望むかということは指定管理仕様書に謳ってあります。その中で5年間の指定管理料、上限値の方も、人件費の高騰等も考慮しながら算定をした中で設定をしてあります。その範囲の中で各社、3つの団体が提案をいただいたわけですけど、その中で選定評価委員会の中で一番最適なものをとということで最終的には今回提案させていただいている共同企業体の方の提案を第1候補者として提案をさせていただいたということであります。

○委員長（杉山茂規） よろしいですかね。以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第86号議案の質疑を終わります。以上で生涯学習課の質疑を終わります。以上で教育部関係の質疑を終わります。暫時休憩致します。

14時29分 休憩

14時31分 再開

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。以上で予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教分科会に付託されました議案の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時32分 休憩

自由討議

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。委員の皆様申し上げます。発言は一人ずつマイクを使用し委員長の指名により発言して下さるようお願いいたします。
- 委員（浅田基行） 一番最後の指定管理、運動公園関係なんですけれども、審議と言いますか、委員からありましたけれど、ちょっと公開出来ないというのがちょっと多すぎて何を審議して良いのかどういふふうなものがあるのかっていう部分がちょっと情報が見えない部分があるように感じたので、ちょっとそこが難しいところがあるのかな、公表してない部分もあるのも事実でしょうけど、議会と言う立場で、何を審議するということとていくとやや情報が足りないかなという気がしました。もう少し情報公開が出来るような場になれば良いのかなと。
- 委員長（杉山茂規） ありがとうございます。他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） ヘルシーパークの利用料金の値上げに関してですけど、ヘルシーパークの泉質の良さというのは誰もが知っていてそれでこれは集客を見込める内容かと思うんですね。そういったことで観光施設としての位置づけというのも今後裾野市を売り出すという意味でも大きなポイントじゃないかと、温泉を持っているまちだということですね。そういった活用を、利益をただ施設の改修に使っちゃうんじゃないかと、そういった観光施設、裾野市を売り出すものとしての活用というのを当局の方に要望したいし、今後注視していきたい内容かなと思います。
- 委員長（杉山茂規） ありがとうございます。他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 補正予算の方ですけども、定例会が始まる直前に給食センターの調理している方が事故にあったということ、そういう流れの中での補正がありました。修繕費云々ではなくて、要するに人件費、物件費も給食センター、イコール、子どもたちへの安全な食事を提供するという一番の使命があるところで、本来の正規の職員が調理部門はいない。臨時職も必要とする数が集まらなくて充足するために人材派遣会社からというようなことで今来ているのがこの補正の中に入っています。今回の補正を受けてですけど、今の状況がいつまでも同様に進むということは勿論良くない話ですから調理の方、それは民間への委託も含めて早急に当局は立て直しを図るべきだというのが一つです。あとは条例関係ですけど、今の勝又委員から出まし

たけれど、ヘルシーパークの使用料、利用料金。金額が今回増えるということですが、金額を上げることはノーと言うような趣旨の質疑をしている人もいますけども、基本的にはあの施設はこれだけ利用者がずっと続いていて、建物は古くなっている。この辺では珍しく塩化ナトリウム、塩分が強くて配管を含めて緊急な施設改修が必要なものも出てくるというようなことがあるなかでは、本来の適正料金は何かというのは利用者が入り易い、利用しやすい料金というのも勿論前提にあるけれど、施設を維持管理してどれだけ利用者がいつまでも利用者の希望を満たせるとかということを考えるならば、この金額の多い少ないという判断はあるにせよ、当然ながら適正な料金に見直さなきゃならないというのは当然の話だと私は考えます。ですから今回のものについては今後の指定管理料の金額の精算で変更があるということも含めて少しでも利用料金を維持修繕の方の原資にするようにこれから蓄えて充てていくべきだというふうに思います。で、もう一つの指定管理の話ですけど、先ほどヘルシーパークもそうですけど、元々は地方自治体が直に維持管理をすれば、法の大前提は。それが委託ということで一部分を他のところに任せるということから、今はそうではなくて指定管理のような制度になっているんですけど、もともとは競争力がすごくあるような、例えば首都圏のようところで競争する会社、企業が幾つかあるようなその中で淘汰されて金額も少なく或いはサービスの内容が良いというのが本来、元々国が目指しているところですけど、裾野市も含めて静岡県の東部のこの辺についてはそういう競争相手というところが非常に少ないなか、そういう中で私は中身云々というよりもよく手を挙げてくれて評価委員会で点数をつけて1位という判断したところですから当然ながらそこが5年間希望どおりに維持管理とかも含めて管理運営をしてくれると思いますから、これについては勿論、異論なく私は認めたいというふうに思います。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。

○委員（三富美代子） 条例の関係ですけど、まずヘルシーパークの関係ですと利用券につきましては元々市全体で基本方針を策定をされてそれを基にということもありますし、きちんと計算式なんかも示していただいておりますので私個人としてはこの条例のとおりに見直しをして良いのではないかというふうに判断をしています。利用者が年々減っているということもありますけれども今後使用料が変わることによっての変動というのは今後の課題で注視していかなければいけないことですし、審査の中でも話しましたけれど今後の課題としてはやはりヘルシーパーク、市内の利用者、県外の利用者の方も非常に多い施設ですのでそういった使用料の格差と言いますか、市民の皆さんとそれ以外の方との格差をつけていく、差をつけていくというこ



とも今後の視野に入れてやっていただければ良いかなというふうに思っているところです。で、先ほどの運動公園とかの指定管理の問題ですけど、事細かなことの公表というのは中々難しいと思いますし選定評価委員の方の元で色んな面を評価をされての結果で、ちゃんと点数も資料に 2299.7 点ということで、その辺は明確に資料として審査結果も出していただいております。そういった選定評価の結果を受けてこのまま第 1 順位者になった企業体、こちらの方に指定管理をされるということは妥当なのではないかというふうに受けとめています。議案に直接ではないんですけど、補正予算の中に給食員さんの手当の関係も盛り込まれておりますけれども、これはちょっと将来的な話と言いますか、出来れば給食センター、出先のところに専属のセンター長が必要ではないかというふうに個人的にはそんな考えも抱いています。これは直接今回の審査には関係ありませんけどもそういうことを今感じています。以上です。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 三富委員もおっしゃいましたが、給食センターの部分についてはセンター長というのは当然置くべき話だと思います。補正の中にも出てきましたが、派遣会社へ払っているお金というのは年間で換算するとかなりの金額になっている部分があると思うんですね。その分を正規の給食員を置いていくという方法に重きを置くべきではないかと私は思います。それから今日お話にも出ましたホームページの募集についてですけども、あれは臨時の職員募集ということではなくて一応正規の給食員募集のかたちになっているんだと思うんですね。なので、このところはきちっと見直しをしていって正規と臨時を分けて募集をかけていただきたく、ということに力を入れていただく必要があるのではないかと今日思いました。それから指定管理の 86 号議案についてですけど、今までも何度も何度も指定管理にすることは私たちやっている訳で、その中でほんとにその指定管理がどの点が良かったのかとか、どんな点を取ったのかとか、金額はどうだったのかというのは今まで公開をしてほしいということも言ってきていないことで、それをどこまでちゃんと議会に明らかにしてもらおうかというのはこれから必要なことかな。出来るところは、第 1 次の候補者だけでもある程度は公開をしていただくことは必要になるのかもしれないんですけども、これなで議会としてもそういうことをしてこなかったということでは今回はこれについてこれがどうのこうのという部分はやっぱりないのかなと思いました。それから私はヘルシーパークの値上げについてははっきりと反対をさせていただきたいと思います。それはですね。やっぱり基本方針がそうになっているからというのが一番最初に出てくるんですけど、この基本方針については 6

月議会の時にも厚生文教委員会の中でもかなり多くの問題点を指摘した中で、これが議会で通ってしまっているわけですから、確かに基本方針というのは適正化に関する基本方針というのは通っているんですけど、その中の色々な問題点がどうやって解決をされてきているのかとか、やはり一部の市民が利用するとかそういうところがあまりにも言われすぎている。一部の市民ではなくて出来るだけ多くの市民、すべての市民が利用しやすい、利用できるようにしていかなければいけないという、どこの施設でも問題になっているところですけど。ここについても、だから利用料を上げて良いんだよという部分は納得がいかないとこでした。それから今日話を聞いていて思ったのは外部からの、市外からのお客さんがすごく多いと。という部分ではやはり利用料のところの格差ではないですけどそのところというのはしっかりとやっていただくとか、すいません。これはまったく関係のない話しかもしれませんが、実はそういう温泉、この辺の温泉施設を紹介するページなんかを見ていました。御殿場、小山、三島、それから裾野、ヘルシーパークなどを見ました。その中ではヘルシーパークの評価って結構高いんですね。とにかくこの施設がワンコインで行けるのはとてもありがたいということと、土日の料金を上げるところもあるけれど、そうしてないのも助かるという部分があるけど、そのページの中でそれはそのページの管理者の方からだと思うんですが、クーポン券のことを考えてみませんか。というような提案がされていたんですね。そうすれば皆さんのところにもっと周知されますよ、みたいなことも書いてありましたので、そういうところも色々することは必要なのかなと思いましたが、とりあえずっていうか今回の値上げについては納得できませんので84号議案については反対をさせていただきます。

- 委員長（杉山茂規） はい、ありがとうございます。皆様からご意見を戴きました。こちらにつきましてはまた取りまとめるというか委員長報告の際に皆様の発言ということで取り上げをさせていただきます。ありがとうございました。暫時休憩致します。

14時50分 休憩

討論・採決

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました、第83号議案裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第83号議案裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについて、を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第84号議案ヘルシーパーク裾野条例の一部を改正することについての討論を行います。討論は在りませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 反対の立場で討論します。ヘルシーパークの料金値上げのことは基本方針に基づいて引上げをするということでしたが、この基本方針、確かに6月議会で通したのですが、その中でもやはり色々な問題があって、要望なども出されていたものです。その中で今回このようなかたちで料金の値上げをしてくる。そして市民にとって健康施設でもある健康維持をする施設でもある、この部分で値上げをしてくるということに対して反対をします。また、市外から訪れる方がたくさんいらっしゃるという面では料金の格差をつけるとか何らかの形でのことも必要であったんじゃないかと思います。今回の84号議案については反対をさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。

本委員会に付託されました第84号議案ヘルシーパーク裾野条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました第 86 号議案公の施設の指定管理者の指定について（裾野市スポーツ施設等）の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第 86 号議案公の施設の指定管理者の指定について（裾野市スポーツ施設等）、を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査は、すべて終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る 12 月 9 日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る 12 月 11 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

14 時 57 分 閉会

産業振興課 (第 77 号)

○委員長 (井出悟) 只今から、産業建設委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおりです。先日に引き続き第 77 号議案 裾野市中小企業小規模企業振興基本条例を制定することについての審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。はじめに産業部産業振興課に確認にしたい事項や質疑等、何かございますか。

○委員長 (井出悟) 産業振興課長。

○産業振興課長 第 77 号議案の条例策定過程につきまして少し報告をさせていただきます。まず検討会は平成 30 年 9 月、10 月、12 月、2 月、令和元年の 9 月の 5 回開催しております。1 回目は条例策定の経緯や事前に開催いたしました市民参加のワークショップの結果などを提示いたしまして、条例策定に必要な事前知識を中心に情報共有を行い、既に条例が策定されている県や市の共通事項等をお示しし、それぞれ委員さんのご意見をいただいております。2 回目は 1 回目の結果から全体的なたたき台をお示ししご意見を頂いております。その中では言い回し、言葉の意味などを中心に議論をしております。3 回目は各条の条文につきましてご意見をいただいております。4 回目は 3 回目までに頂いたご意見を基に最終のたたき台を作成し、それをさらに磨いております。ここで作成された条例案は検討委員会の皆様で作成して、その案を産業建設委員会協議会に提示させていただき、協議会を 2 回開催いたしました。その後パブリックコメントを実施し、議員の皆様のご意見とパブリックコメントで提出されたご意見を基に 5 回目の検討会を開催し、出てまいりました 55 のご意見を一つ一つ検討して最終案を作り上げております。最終案を法規担当の方で見て頂きまして訂正をしたものを 12 月議会へ上程しております。前回ご指摘のありました第 11 条の基本的施策ですが、法規担当に提出する前は 1 号から 11 号まで語尾を「何々しなければならない」で提出いたしましたが、法規担当により条例の作成手法として第 11 条第 1 項で「市は中小企業等の振興を図るための基本施策として次のことを実施しなければならない。」となっております。ここで「何々しなければならない」とうたっているところから各号では「何々すること」で抑えております。11 条の 10 号と 11 号につきましては「講ずるよう努める」となっていますが、ここだ

け予算的な措置をうたっている条文になります。予算関係は地方自治法や裾野市の予算規則、入札関係の要領など、様々な法律のしぼりがありまして予算執行が適正に行われるという観点からこの条例で出来ない部分があるとして、「努める」というような言葉を「努めること」になっております。この条文の作り方としましては静岡県や沼津市も同様の作り方となっております。以上となります。

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑があればお受けします。

（「なし」の声あり）

○委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終わります。以上で確認事項と質疑を終わります。暫時休憩いたします。

（産業振興課 退出）

○委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから自由討議を行います。委員の皆様申し上げます。発言は一人ずつマイクを使用し委員長の指名により発言していただくようお願いいたします。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 前回の皆様との討議を踏まえて修正案ということでご提示をさせていただきました。まず目的のところなんですけど、私も委員会の中で非常に不明確というか理解が非常に難しい文面であるということで指摘させていただきました。当局側の答えとしては前文に書ききれなかったその思いが目的に記載されているということでしたけれど、よく読み返しますと目的に記載されている内容の中身で前文に記載されている内容と被っているところがありましたので、その部分は削除をして市民にも、この条例は広く色んな方、企業、市民、金融機関であったり教育機関であったり、皆さんに理解をいただく条例ということで目的を判り易くすべきと思ひましてそこに記載の修正案というふうにご提案をさせていただきます。次の10条の「市民の役割」のところですけども、今小林議員の方からも協力という言葉が検討会のところでは出ていなかったということですが、今回「責務」と記載しているものはこの条例に直結する中小、大企業それから教育機関に関しては公的機関であるという役割から記載はおかしくないと思います。また金融機関につきましても中小企業の直接的な営利を目的に関しても金融機関は「関する事」ということで役割というのはおかしくないと思っています。で今回10条を「役割」でなくて「協力」というような記載に提案するのは、市民は物を購入するに当たっては勿論自由選択というのがあるなかにあって、この条例によって中小企業の振興を図る中で市民の行動をある程度、協力して、

振興に役立てていただきたいと、その方が市民の理解は得られると思っています。今回上程されています市民の役割としては直接的な行動に関して予定をしています。物品を購入するように努めることということで市民はここに協力することによって中小企業の振興に努められるものではないかということで、修正の提案をさせていただいております。文面につきましてもこれを判り易く趣旨を変えないように提案をさせていただいております。もう一つ議論になりました11条の件です。11条の件でも皆さんと色々な議論をしましたけれども検討会の中では市の役割を非常に重要視して欲しいという意見があったと伺いました。それを受けて当局側が行政上の措置を講ずるといような強い書き方をされたということでしたけれど、非常に受けとめ方によって判りにくいところがあります。で、かつ他の市町も参考にさせていただきますとこの基本的施策としては中小企業の受注の機会を増やすために行政側がそれに協力をするというふうな書き方を、増大に努めるというふうに書き方をしています。そういった市町が多いです。その方が判り易いというふうに私は思います。かつ、委員の中からは行政上の措置というのは非常に強い言い方であるというふうな意見がありました。それを踏まえて修正の方は受注機会の増大に努めるとともに必要な行政上の措置を講ずるといふに2本立てにすることによって検討会での意見が出ました市の施策として強い想いをここに盛り込むことができるのではないかとこの条例の修正案を皆さんにご提示をさせていただきます。以上です。

- 委員長（井出悟） 資料はですね。今は乱丁だと思いますが、修正案のところは1条ですので、とりあえずたたき台の資料ですので確認を願います。今、賀茂委員の方からこの修正について前回の議論及び自由討論の結果を踏まえてこのようなかたちが良いんじゃないかというご提案がありましたけれど、委員の皆様のご意見を賜ればと思いますが。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 私はこの第77号議案は原案のままで良いかなと、そういうふうに私は感じております。結論から言いますと市民協働による条例づくりであって文言とか、他の文言に置き換えるとか、そういうようなことを問題として取り上げるよりはこの条例案を修正否決とか、そういうようなことになると私は市民協働も否決するようなことになると考えております。市民参画によります条例案は大変な努力の上に策定されており、上程された条例案は私はそのままで良いのかなと感じています。先ほどの説明でもありました、まず最初にこの条例づくりの経緯は市民によるワークショップを行った。それから検討委員の選考を行ってその結果市内の民間企業者、金融機関代表とか青年会議所、観光協会、商工会そして当局が入って約16名によって

組織された策定検討委員会。それが先ほどの話の中で5回も検討を重ねたというように。それとパブコメが55件、これのほとんどが議員からなんです。この55件の意見についても加味しながら一つ一つ検討をしてきたというところ。私はそういうようなところから検討会での意見を尊重すべきだとそういうふう感じてます。9月に5回目の検討会を開催して慎重に検討を重ねて条例案の変更を行い骨子を作って先ほども話がありました行政課でしょうか。法規担当と相談したものが議案として上程されていると、そういうようなところ。で、市民協働で作上げた条例は先の委員会協議会でも土屋委員が述べられたとおりに大変良い条例が出来上がったと私も思っておりますし、大変だっただろうなというようなところ。それと先ほど受け止め方というお話がありましたが、やはり議員個人個人がどのような物差しで測るのか、立場の違いによって異なるものだと思いますしそういうようなところで第12条に変更可能、変更が出来るようなところがありますので私は市民と共に作り上げた条例、それをそのまま上程させていただいて議決してそれを今後12条によって市民と共にこれから育てていくんだと、そういうような心構えが重要だと感じております。また市民参画の元に作られた条例でありますので、私はよくここまで仕上げたと。ねぎらいたいと、そういうふう感じてはおります。以上です。

- 委員長（井出悟） そのほかは。小林委員。
- 委員（小林俊） 市民がこの条例を作り上げたということは大変すばらしいことでよく頑張ったなど、率直に私も同感です。ただ、前文と第1条は確かに簡潔な書き方ではないんですよ。もっと判り易く書いた方が良く判ると思います。一言で言えばくどい。ですね。それから第10条の市民の役割のところですけども、私の考えとしては市民に物を買えとか、発注しろとか、利用しろとかいうふうにとれなくもないので、そこまで言うのはどうかなと思います。それからあとは市とか機関とかはあまり強く感じはしませんけれど、作り上げた過程がどうであれ条例の内容については議会が責任を持たなければいけないということと、残るのはこの条例の文章なんですね。過程は残らないのでやはり私としては議会で変更させてもらうのは申し訳ないけど必要ならばやらなければいけないというふうに、まあ、そこは理解を求めるといふような言い方になりますけど、だと思えます。ですから私は1条と10条については修正案に私は賛成です。妥当だと思います。11条も、修正案はあまり違いはないように思えますけれど修正案で賛成です。
- 委員長（井出悟） そのほかはご意見はございますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） これについては一番最初産業建設委員会協議会に相談があったときに文章的にはかなりしつこい、きれいじゃないねというお話はさ



せていただきました。それでも最終的には条例をチェックする、要するにそこを通過してきているわけですね。ということは市民の強い想いの中で出来上がった案について最小の変更で出来上がっているのかなと思うので、私はこのままというふうに考えます。

○委員（小田圭介） 考え方として条例の中身と言うよりも今議論となっている市民協働に関しては私は小林委員の考え方に賛同していて、市民が参加をして作り上げた条例にしる議案にしる、それを最終的に市民の代表である議会が市民パネルで本当に市民感覚とあっているのか、ズレがないのか。それを検討するのが僕らの義務であるのでその過程にどれだけ市民が関わっているかが、どの立場の方々が関わって居ようが、最終的には議会として判断するべきものだと思います。ただ、中身について、修正案についてとなると目的の部分にしかり、市民の役割のところにしてもここまで削るかなという感じを受けます。前文と重なってもそれは見方によるものだという部分がありますし、目的がくどくなっているのはその通りかもしれませんが、丁寧に読み砕けば理解が出来ない内容ではないと思っています。市民の協力と役割に関しては一番気になっているというか、11条、目的に関しては原案で良いと思っていますんですけど、パブコメであがってきた意見に対して結果のなかでは議論をしていないというのはちょっと気になります。最終第5回の検討会でせめて議論が行われて、検討委員の総意でという話になっていけば役割が良いのではないかなと思っています。そこだけは気になっています。気になっているんですけど修正案の中身にすると中小企業等の、要は、理解をすることと中小企業等の施策に協力をするって話ですよ。この中小企業等の振興に関する施策に協力することについては特段違和感はないんですか。要は、施策に協力しろって言っているのと、物品を購入しようと言っているのと大差ないような気がしているんです。そう考えると中身の修正案というのは原案のままでも僕は良いんじゃないかなという現状に寄っています。以上です。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 市民の協力というところなんですけれども、原案は物を購入するとか、そういうことが記載されています。今回中小企業等の振興に関する施策に協力するというので、これは購入とかサービスを受けるだけに限定されるものではないかなと思います。例えば中小企業の中に雇用に入ることも施策に対する協力というもの、買うだけでなく中小企業の様々な施策に携わるということでは具体的にもものを買うことだけではないかなというものも少し含めさせていただきました。それともう一つ、先ほど市民にも皆さんによって作り上げられた条例、非常にすばらしいものだと思います。

すけれど、で、先ほど行政課と法規担当を通ってきたという話がありましたけれど、多分文言等についての修正というのはあまりされてないんじゃないかなと思ってます。例えば先ほどの語尾のことであったりとか、その点を踏まえるとやはり例えば目的であっても私たちから見て判り易く皆さんにも説明しやすいものを責任をもって議決できるものとして出させていただいております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 10条の市民の役割、協力なんですけど、これは多分入ってきている中小企業の方はメーカーの方じゃないかなと思えるんですけど、それは何故かっていうと生産、製造若しくは加工をした物品を購入しでしょ。大概のものが仕入れて売るわけで、お店なんかみんなそうですよね。それは生産、製造若しくは加工したに当たらないので、提供する役務を利用する中に広く含めれば入るのかもしれませんが、だから何か製造業を中心だなあとというふうな気がするんです。だからここまで言わなくて良いんじゃないかと私は思うんですけど。

（「メンバーは載ってるよ。」という声あり）

○委員（小林俊） メンバーがどうだからということじゃなくて、文章が製造業中心だなあとと思います。

○委員長（井出悟） その他どうですか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 語尾とか言葉については法規担当をちゃんと通ってきているんだろうなど。特に第11条なんかは「実施しなければならない。」と書いてあって1号、2号は「しなければならない。」だったのが「講じること。」になっている。こういうようなものは法規のルール、規約なのかな。何かそういうもので謳われているんですね。私が調べたら。ですからそういうところもちゃんと通っているんだろうなと感じてます。

○委員長（井出悟） その他どうですか。今回自由討論なので個人の意見として述べさせていただければ。今回上程されたものをこのようなかたちで対案を示しながら議論が出来ることは素晴らしいことだと思います。先ほど小田委員からもあって、ちょっと削りすぎているように見えるという話がありますけれど、磨きあげる観点で、今後議決すればこれが固まるものですから、固まる過程でこういうような提案が出たということは私自身は素晴らしいと思います。目的に関してはそう思います。市民の役割については小林委員が述べていただいたと、やはり市民に対しては、この条例の主体は中小企業と行政とそれを取り巻く企業群の方々が主になってやらないといけないよね。というのが前提。議事録の中でも充分述べられていてそういうものに対して市民が協力するという事なので趣旨としてはパブコメの中で述べられてい

るものが正しいというか。そこが市民の目線が加えられるのは先ほどのメンバーを見ると議員以外はいなかったのかなというふうになんとか受け取れます。基本的施策については十分な予算の執行に留意の上という部分は活かされているので、当局から説明があった、例えば随意契約のみにかたよるとかそういうこともなくお互いに条例の趣旨とコンプライアンスを遵守しながら両立できることについては良く考えてあるなあというのが、修正案ですけど。考えてあるなあというのが個人的な意見。必要な行政上の措置については前回の自由討論の中でもお話をしましたけれども、行政上の措置は、例えば今回で言うと発注する仕様書の中に市民の物を使うとか、そういうものも行政上の措置になるので、非常に範囲が広すぎることもあって市の責務を示す上では賀茂委員が議事録の中を見て言っていたことだと思うんですけど、そういうものを明確にすることは判り易くなるかなと思いました。これが個人的な意見です。

○委員長（井出悟）　ということで、今の段階では原案のままで良いんじゃないかという委員が2名。修正案という方が2名。1人はわからんと。どうしようかなということ。ただ、今の段階では委員会としての修正ということについては出来かねるということになりますんで、このあとですけれども、一応採決を取らせていただいて、修正案等については通常の議員提出議案ということで対応するかたちになろうかと思しますので、そういうようなかたちでまず採決だけ取って賛否を諮りたいというふうに思いますけど如何ですか。

○委員長（井出悟）　小林委員。

○委員（小林俊）　ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、第1条で法規部門のチェックを通ったということですけど、この文章をもう少し判り易い書き方があるんだと思います。これね、実は恥ずかしい。私は恥ずかしい。申し訳ないけど、これでも良いですよ。良いけど。審議してこれというふうに、思う。私はね。ごめん。申し訳ないです。

○委員長（井出悟）　小田委員。

○委員（小田圭介）　発言をさせてもらいます。目的の中身云々ではなくて、本当の目的ですね。要は地域経済、地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与するために中小企業及び小規模企業の振興を図るという中で、行政プラス中小企業、責務、には当然第5条にもあるように地域経済の発展はもとより地域社会の維持及び発展にも寄与するように中小企業等が努めようという話をしている中で、市民生活の向上に寄与することを目的としていて責務、市と中小企業には責務を求めるけれども、市民は積極的にそこに関わろうという意思を示さない。協力程度でおさめるよりは。この二つに責務でかつ関係機関に役割を持たせている市民のための条例なので、本当にやりたいのは

市民も積極的に地元の中小企業を振興しようぜというところなんかじゃないかと思ってるんですよ。本当にやりたいのは。市民のところを縛るとか、協力と言って少し和らげるよりも、いやむしろ市民を積極的に関わっていこうぜと、役割の方が適当ではないかと今思っています。あらためて。なので私の考えとしては原案賛成で固まっています。

- 委員長（井出悟） 様々なご意見がありました。委員会として特にまとめるという状況には至らなかったものですから、このあと再開して賛否を取ります。で、その賛否の時の結果で進むというかたちをとらしていただきたいと思いたすがよろしいですか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 自由討論を終わります。暫時休憩します。

15時38分 休憩

討論・採決（第 77 号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 77 号議案裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することについての討論を行います。討論はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 条例を制定すること自体には賛成ですけれども、一部修正をしたいと思いますので原案の方は反対させていただきます。
- 委員長（井出悟） その他ありますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 市民が幸せに暮らせる社会を実現させるための政策を市民と共に議論した案を条例というかたちでまとめ上げた努力は並々ならぬものであったと予想できます。市民参画のもと協働でよくここまで仕上げました。原案どおり賛成です。
- 委員長（井出悟） その他よろしいですか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（井出悟） 只今から起立により採決いたします。本委員会に付託されました、第 77 号議案裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することについてを原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。  
（賛成者 起立）
- 委員長（井出悟） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で、本委員会に付託された本日の議案の審査は全て終了いたしました。本議案につきましては、来る 12 月 11 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。まして産業建設委員会を閉会いたします。

14時18分 開会

○委員長（佐野利安） ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。本日の会議は、先の本会議において本委員会に付託となりました議案についての審査を行います。なお、付託されました議案は11月27日開催の当委員会において分科会を設置し、それぞれ審査をいただきました。第89号議案から第95号議案について を議題といたします。はじめに、第89号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第4回）の内の関係部分、第93号議案令和元年度裾野市土地取得特別会計補正予算（第1回）について、総務分科会における審査の報告を求めます。総務分科会委員長。

○総務分科会委員長（中村純也） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、総務分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告いたします。分科会は去る11月29日、委員7名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて、慎重な審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただき、以下、概要について報告いたします。

「第89号議案 令和元年度 裾野市一般会計 補正予算（第4回）」のうちの関係部分について報告いたします。

総務部関係では、財政課の、

【質疑】 財政調整基金利子246万8千円減額の詳細理由は。

【答弁】 消費税増税等に伴い上半期に事業支払いが集中し、財政調整基金の繰替運用で対応した。その結果、基金利子運用に当初見込んでいた額や期間が下回ったため、減額となった。

などの質疑が行われ、その他、人事課で時間外手当の増額や賃金の未雇用期間に伴う減額理由などについて審査を行いました。

議会事務局では、職員手当の内、議員手当増額の時期について質疑があり、関係条例の議案上程に伴った予算計上である答弁がありました。

環境市民部関係では、危機管理課の

【質疑】 土砂災害・洪水ハザードマップ作成委託200万円の詳細とその必要性は。

【答弁】 ハザードマップの冊子版を増刷し、各区の自主防災会に配布することとしている。全国的な災害の発生状況から、地域における防災力をより高める必要があり、その一助となることを期待している。

などの質疑が行われ、その他、生活環境課で新廃棄物処理施設候補地等検討

委託費の入札結果による減額などについて審査を行いました。

各課の質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認したところ、特別職の職員ならびに市議会議員の期末手当に関係する議案に反対のため、関連する予算が計上された本補正予算に反対である旨の意見がありました。

以上が第 89 号議案のうちの関係部分の審査概要報告であります。

次に「第 93 号議案 令和元年度 裾野市土地取得特別会計 補正予算（第 1 回）」の審査について報告いたします。

総務部財政課長による説明があり、質疑や賛否の有無に関して委員に確認しましたが、特にありませんでした。

以上が第 93 号議案の審査概要報告であります

以上が、総務分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、総務分科会委員長報告といたします。

○委員長（佐野利安） 総務分科会委員長の報告は終わりました。次に第 89 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）の内の関係部分、第 90 号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）、第 91 号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）、第 92 号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について、厚生文教分科会における審査の報告を求めます。厚生文教分科会委員長。

○厚生文教分科会委員長（杉山茂規） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、厚生文教分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要をご報告いたします。分科会は去る 12 月 2 日、委員 6 名出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて、慎重な審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略をさせていただき、以下、概要についてご報告申し上げます。

「第 89 号議案 令和元年度 裾野市一般会計補正予算（第 4 回）」のうちの関係部分についてご報告いたします。

はじめに、教育部関係です。学校教育課・教育総務課・生涯学習課では、

**【質疑】** 需用費で指導書の選定の方法は。また量的に不足は生じないか。

**【答弁】** 教科書の採択が沼津駿東地区で決まり教科書会社で指導書が発刊される。その指導書は他では作らないため教科書会社のものに決まる。主要教科とその他等に分けて、それに応じて各学級担任に配付の物と学年に配付の物と分けて計画を立て、不足は生じない。

【質疑】西中普通教室不足解消の状況は。特別教室の外だしについての議論は。

【答弁】令和3年からの普通教室不足を解消するために中庭に仮設教室を3教室設置するもの。校舎の耐用年数の目安とされる60年まで残り13年あるため、仮設教室も少なくともその期間耐用できるものと考えている。当初は特別教室を外だしし、特別教室を普通教室に改修する予定であったが、改修コストを削減のため現行の考え方となった。

【質疑】文化センターレストランの排気ファン交換工事の期間や影響は。また、老朽化の進んでいる他の厨房機器の改修はあるのか。

【答弁】工事期間は1週間で、その間は休業となり休業補償はない。調理用のコンロについて別予算で交換をする予定。

などの質疑がありました。

次に、健康福祉部関係です。健康推進課・社会福祉課・子育て支援課・保育課では、

【質疑】ヘルシーパークでの緊急の漏水修繕や、冷凍庫ユニットの交換に至る経緯を。また修繕による休館などの影響は。

【答弁】ヘルシーパーク開館後18年間使用しており設備機器等からの漏水が発生したため修繕を行うもので、冷凍庫は指定管理者が細かく修繕を行っていたが、いよいよ修繕での対応が効かなくなったためユニット交換を行う。休館日で修繕が行えるため利用者への影響はない。

【質疑】生活保護費の扶助費の不足において、補正額の根拠は。

【答弁】本年度、前期の実績から増額を算出している。

【質疑】御宿台保育園の指定管理委託の債務負担行為の増の内訳は。

【答弁】公定価格改定分と処遇改善加算であり、ほとんどが処遇改善加算となる。

などの質疑がありました。質疑終了後賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

また、国保年金課では、

「第89号議案 令和元年度 裾野市一般会計補正予算（第4回）」のうちの関係部分、

「第90号議案 令和元年度 裾野市国民健康保険 特別会計補正予算（第3回）」、

「第91号議案 令和元年度 裾野市後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第2回）」の審議を行いました。質疑や賛否に関する意見はありませんでした。

介護保険課では、

「第89号議案 令和元年度 裾野市一般会計補正予算（第4回）」のうちの関



係部分、

「第 92 号議案 令和元年度 裾野市介護保険 特別会計補正予算（第 3 回）」を併せて審議を行いました。

【質疑】介護給付費について前年との比較はどうか。また、介護予防サービス給付の増は、新たな事業を行うためのものか。

【答弁】介護給付費については例年どおりとなっている。介護予防サービス給付増では、特に新たに何かを行うものではなく、不足を増額するもの。質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 89 号議案のうちの関係部分、第 90 号議案、第 91 号議案、第 92 号議案の審査概要報告であります。

以上が、厚生文教分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。審査にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、厚生文教分科会委員長報告といたします。

○委員長（佐野利安） 厚生文教分科会委員長の報告は終わりました。次に、第 89 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）内の関係部分、第 94 号議案令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第 2 回）、第 95 号議案令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、産業建設分科会における審査の報告を求めます。産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（井出悟） 過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、産業建設分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告いたします。分科会は去る 11 月 28 日、委員 6 名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求め審査を行いました。詳細な審査内容は会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただき、概要を報告いたします。

「第 89 号議案 令和元年度 裾野市一般会計 補正予算（第 4 回）」のうちの関係部分に対する主な審査内容を報告します。

建設部関係では

【質疑】河川・道路災害報告一覧の 66 件のうち、まだ発注できていない案件がある。この部分は、今回の補正で対応できるのか。それとも別で対応するのか。

【答弁】66 件については、職員による直接復旧対応もある。37 件は既に施工済み。施工中が 2 件ある。河川等の災害については、県を通じて国に報告し、応急工事は対応済みで、今後、国からの補助金を活用し、本格的な復旧工事を行う予定である。

などのほか、台風第 19 号による道路・河川などへの被害に対する国の災害査定への対応状況、オリンピック男子ロードレースのコースとなっている国道 469 号の電柱移設時期の延期、市営住宅の維持・修繕などに対する質疑・答弁がありました。

産業部関係では

【質疑】裾野市スポーツツーリズム推進協議会の事務局は産業振興課とのことだが、交付金を交付する団体のあり方として好ましくないのではないか。

【答弁】平成 30 年 3 月に設立されたが組織自体が立ち上がったばかりで、現時点では事務局の支援をしているが、自立した組織となるよう基盤づくりをしていく。

などのほか、裾野市スポーツツーリズム推進協議会に対する交付金の交付要綱、オリンピック、パラリンピックの交通規制などの告知策などに対する質疑・答弁がありました。

環境市民部関係では

「第 95 号議案 令和元年度 裾野市下水道事業会計 補正予算（第 2 回）」が共に関連がありましたので、一括して審査を実施し、下水道事業会計への人件費に対する繰り出しなどに対する質疑・答弁がありました。

質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、第 89 号議案および第 95 号議案に対しては、意見はありませんでした。

つぎに「第 94 号議案 令和元年度 裾野市水道事業会計 補正予算（第 2 回）」の審査においては、質疑、意見はありませんでした。

以上が、産業建設分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。審査にご協力賜りました皆さまへ感謝を申し上げ、産業建設分科会委員長報告といたします。

○委員長（佐野利安） 産業建設分科会委員長の報告は終わりました。これより、本 7 議案について分科会委員長報告に関する質疑討論採決を行います。はじめに、第 89 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については、本会議でお願いいたします。討論はありませんか。7 番井出委員。

○委員（井出悟） 熟慮に熟慮を重ねた結果、関連するんですが 80 号議案、81 号議案に反対していくため関連する補正予算部分に対して反対があります。

- 委員長（佐野利安） 他にありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。第 89 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 4 回）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者 起立）
- 委員長（佐野利安） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、第 90 号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第 90 号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、第 91 号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第 91 号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり。）
- 委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、第 92 号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）に

ついて、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第92号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第3回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第93号議案令和元年度裾野市土地取得特別会計補正予算（第1回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第93号議案令和元年度裾野市土地取得特別会計補正予算（第1回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第94号議案令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第2回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第94号議案令和元年度裾野市水道事業会計補正予算（第2回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第95号議案令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算（第2回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（佐野利安） 以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。発言される方におかれましては、討論の詳細については本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（佐野利安） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第95号議案令和元年度裾野市下水道事業会計補正予算（第2回）を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（佐野利安） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。来る12月11日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして本委員会を閉会いたします。

14時40分 閉会